

第4章 小金井市の環境の状況

市内で目立った公害は発生していませんが、市では大気環境調査や道路交通騒音・振動調査等を行い、公害の未然防止や市民の生活環境の維持、改善に努めています。

また、小金井市の地名は、黄金に値する豊富な水が出ることを示す「黄金の井戸」に由来したと言われており、現在も市民が小金井らしさの筆頭として「水」をあげるほど、地下水・湧水に縁の深いまちです。市では湧水を集めて流れる野川の水質調査をはじめ、井戸水、湧水調査を行い、地下水及び湧水の保全にも努めています。

なお、平成29年度の本市の環境の状況は、次のとおりです。

1. 公害苦情の発生状況

近年、工場、指定作業場から発生する公害より、一般の生活型公害（生活騒音等）が増え、これは、法律や条例による規制がなじみにくいものです。日常の生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオ等から発生する音、人の声、ペットの鳴き声等、人が日々生活することにより発生するもので、本市に寄せられる苦情もほとんどが、一般の生活型公害によるものです。なお、近年増えてきている苦情としては、空家、あき地からの樹木の越境や雑草繁茂などがあります。生活型公害は、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合で、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりが普段から、社会性を大切にしよう心がけていくことが必要になります。

また、本市では、建設現場からの騒音、振動などの苦情も多く寄せられています。建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は、法律や条例で規制対象となっており、平成29年度の特定制建設作業実施届出件数は、騒音規制法に基づく届出件数が53件、振動規制法に基づく届出件数が42件でした。なお、届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。（騒音規制法：基準値85デシベル、振動規制法：基準値75デシベル）

公害の発生源と用途地域別件数

（単位：件）

| 用途地域 発生源 | 第1種2種 低層住居 専用 | 第1種2種 中高層住居 専用 | 第1種 住居地域 | 近隣 商業 | 商業 | 準工 | 不明 | 合計 |
|-------------|---------------------|----------------------|-------------|----------|----|----|----|-----|
| 工場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定作業場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設作業 | 14 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 18 |
| 一般 | 68 | 7 | 4 | 1 | 1 | 0 | 1 | 82 |
| 不明 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 85 | 7 | 7 | 1 | 3 | 0 | 1 | 104 |

第4章 小金井市の環境の状況

公害の種類と用途地域別件数

(単位：件)

| 用途地域 種類別 | 第1種2種 低層住居 専用 | 第1種2種 中高層住居 専用 | 第1種 住居地域 | 近隣 商業 | 商業 | 準工 | 不明 | 合計 |
|-------------|---------------------|----------------------|-------------|----------|----|----|----|-----|
| 騒音 | 21 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 28 |
| 振動 | 9 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 11 |
| 悪臭 | 9 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 14 |
| 粉じん | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| ばい煙 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| その他 | 47 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 |
| 合計 | 99 | 6 | 9 | 0 | 6 | 0 | 3 | 123 |

公害苦情件数

(単位：件)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 騒音 | 37 | 30 | 24 | 26 | 21 | 31 | 36 | 11 | 20 | 28 |
| 振動 | 11 | 7 | 9 | 7 | 5 | 7 | 8 | 4 | 4 | 11 |
| 悪臭 | 13 | 11 | 25 | 11 | 8 | 19 | 17 | 19 | 24 | 14 |
| 粉じん | 2 | 3 | 4 | 3 | 6 | 0 | 12 | 2 | 3 | 5 |
| ばい煙 | 8 | 0 | 4 | 0 | 32 | 15 | 11 | 9 | 17 | 11 |
| その他 | 66 | 70 | 33 | 44 | 39 | 37 | 42 | 82 | 72 | 54 |
| 合計 | 137 | 121 | 99 | 91 | 111 | 109 | 126 | 127 | 140 | 123 |

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

(単位：デシベル)

| 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | 120 | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-------|-------|---------------------|--------|---------|------|-------|-----|--------|-------|--------|-------|----|----------|-----|--------|-----|----------|
| 蛍光灯 | 木の葉の触れ合う音 | ささやき声 | 郊外の深夜 | 深夜の街、小鳥のさえずり、静かな住宅地 | 静かな事務所 | エアコン室外機 | チャイム | 普通の会話 | 掃除機 | 騒々しい街頭 | ピアノの音 | 地下鉄の車内 | 犬の鳴き声 | 大声 | 電車が通るガード | のそば | ヘリコプター | のそば | 飛行機のエンジン |

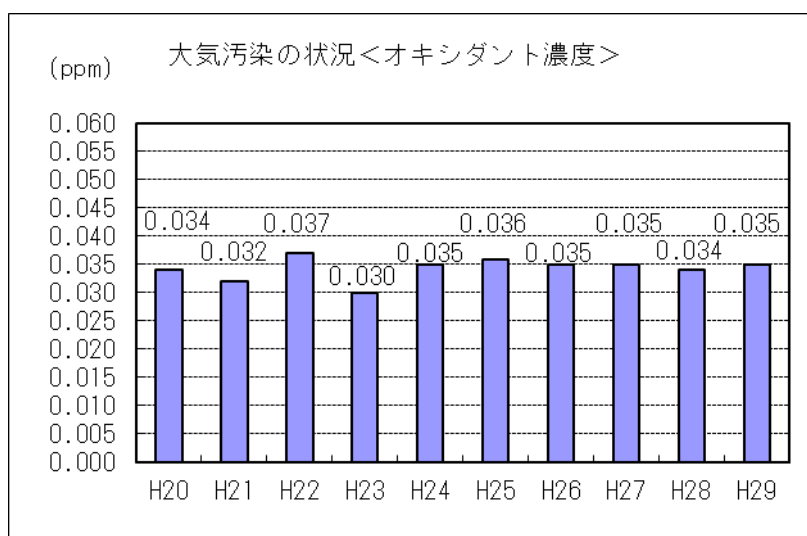
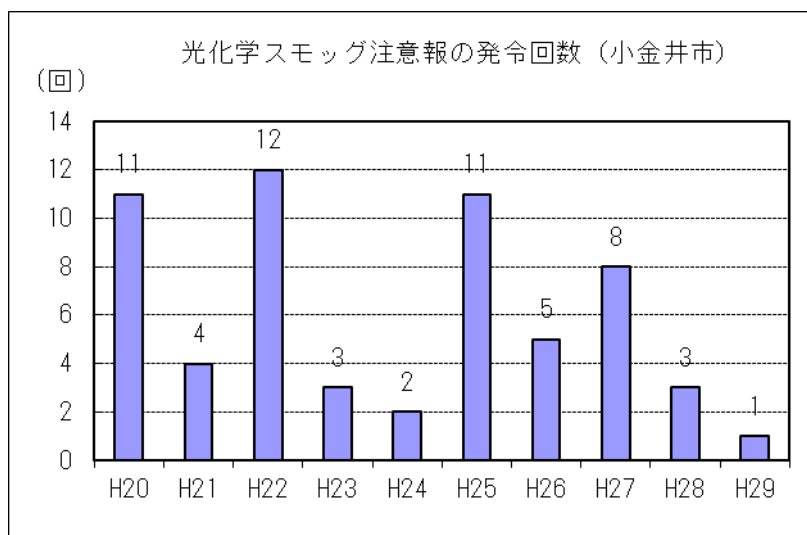
2. 大気汚染の状況 ※図表値は東京都の観測データ、観測場所は小金井市本町。

(1) 小金井の光化学スモッグ発生状況

光化学オキシダントは、光化学スモッグの指標とされており、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、光化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、濃度の1時間値が0.06ppm以下と定められており、基準を超過すると、注意報（0.12ppm以上）、警報（0.24ppm以上）、重大緊急報（0.40ppm以上）が発令されます。

光化学スモッグは、高温で日差しが強く、風の弱い日に発生しやすい特性がある中、平成29年の夏は太平洋高気圧が平年より弱く、東日本は不安定な天候の日が多かったことから、注意報の発令が過去10年で一番少ない1回となりました。

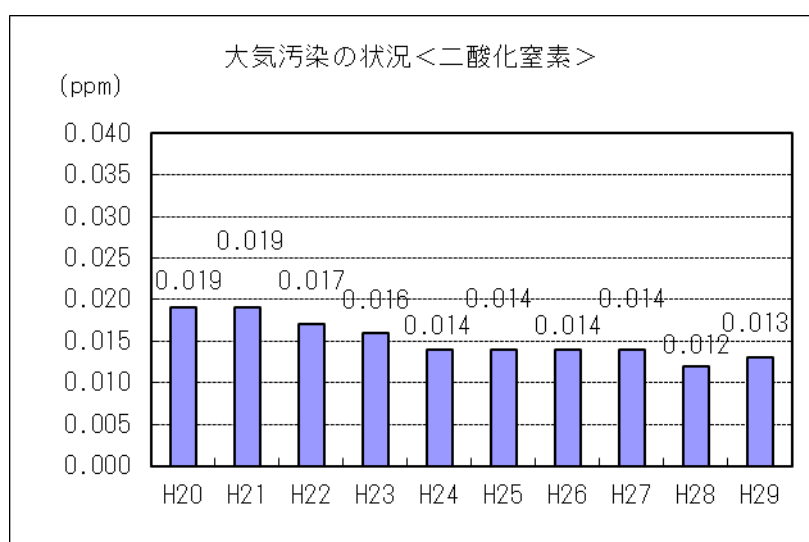


(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーや自動車などで、燃焼の過程で一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることと定められています。

この10年間ほぼ横ばいですが、平成22年以降、徐々に減少傾向が見られます。都市部での窒素酸化物の発生は自動車からのものが多く、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が二酸化窒素の減少に繋がっていると考えられます。



(3) 浮遊粒子状物質

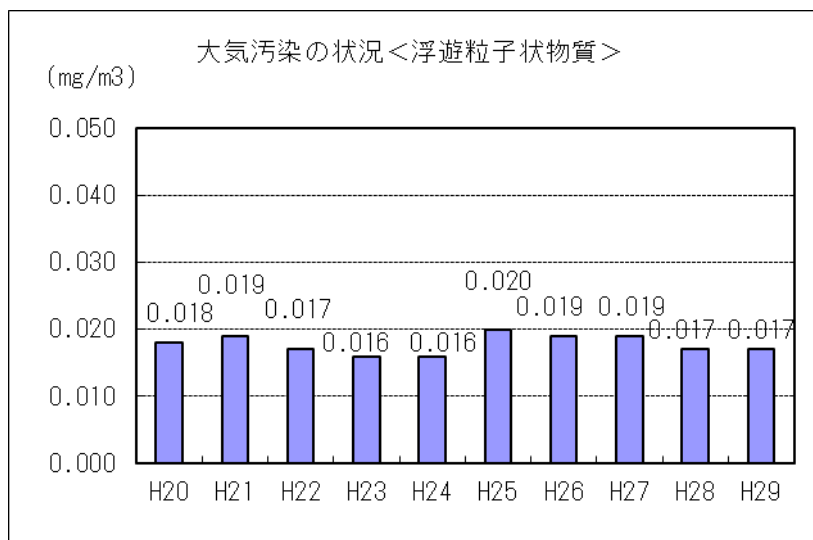
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が10μm（マイクロメートル）以下のものを指します。Suspended Particulate Matterの頭文字からSPMと略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となる等、人の健康に影響を及ぼし、10μmを超える粒子は上気道領域で捕捉されますが、10μm以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5μm以下のものは肺胞領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下であることと定められています。

平成15年10月から施行されたディーゼル車規制の効果もあり、この10年間ほぼ横ばいで推移しており、環境基準を大きく下回っています。

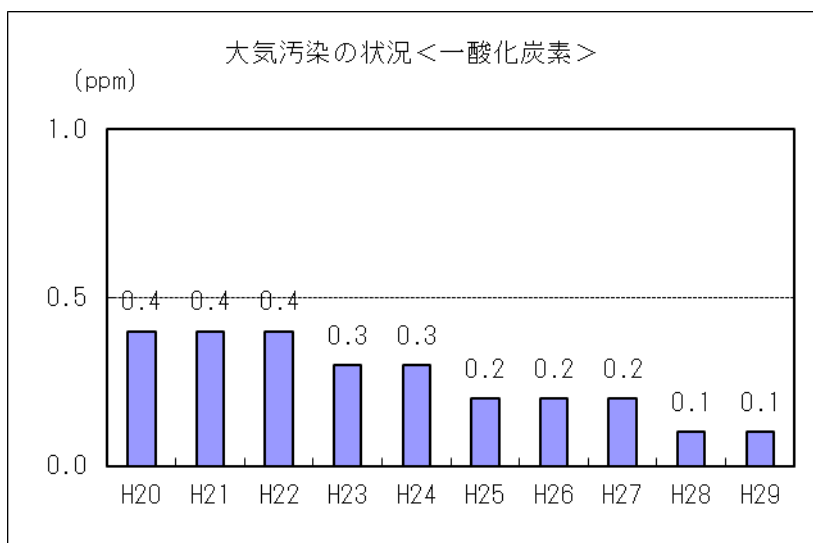


(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、且つ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることと定められています。

平成23年以降は、徐々に減少傾向が見られます。一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは自動車であり、二酸化窒素と同様に、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が一酸化炭素の減少に繋がっていると考えられます。



3. 小金井市の大気質調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準が大気中0.6pg-TEQ/m³以下と定められ、平成12年1月15日から適用されました（平成11年環境庁告示第68号）。

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施し、ポリ塩化ジベンゾ-*p*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度の測定を行い、市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

平成29年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF（2006）^{*1}の毒性等量で見ると、最大値は冬季の小金井市保健センターの0.020pg-TEQ/m³で、最小値は夏季の小金井市保健センターの0.012pg-TEQ/m³であり、年間の平均値は0.015pg-TEQ/m³で、環境基準を十分満足する値でした。

また、平成29年度の調査結果を平成28年度に東京都環境局が行った都内18箇所の年平均値（0.016pg-TEQ/m³）と比較すると、ほぼ同じ値でした。

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を15 m³、体重を50kgと仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果0.015pg-TEQ/m³を用いて計算すると、0.0045pg-TEQ/kg/日となります。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）である4pg-TEQ/kg/日と比較すると、0.11%の寄与率でした。

*1：TEF（ティーイーエフ）＝ダイオキシン類の毒性等価係数

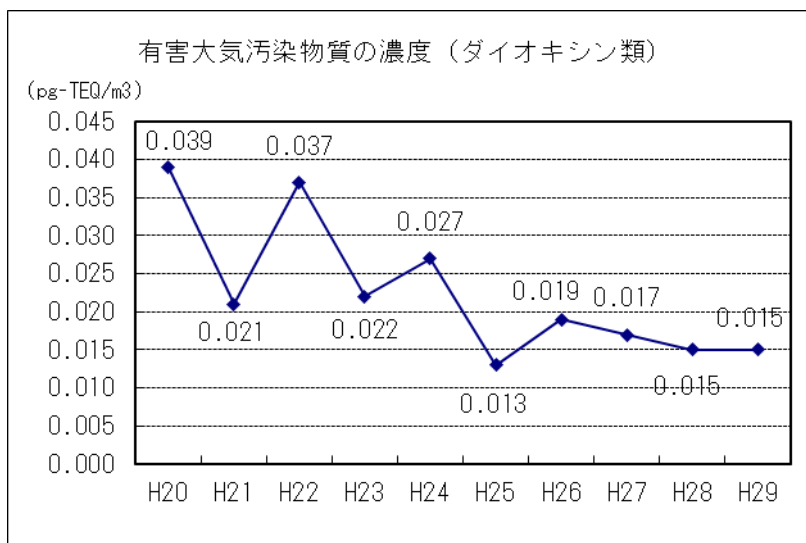
ダイオキシン類測定結果

（単位：毒性等量（pg-TEQ/m³））

| 調査地点 | 平成29年8月17日～18日 | 平成30年2月13日～14日 |
|--------------|----------------|----------------|
| ① 小金井市東センター | 0.014 | 0.014 |
| ② 小金井市保健センター | 0.012 | 0.020 |
| 平均値 | 0.013 | 0.017 |
| 平成29年度平均値 | 0.015 | |

※pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

※TEQ（ティーイーキュー）＝毒性等量（Toxic Equivalents）の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-*p*-ラジジオキシンの毒性に換算した値。



(2) 二酸化窒素

市では、毎年1回、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度を住宅地や交差点で測定しています。

簡易測定法による二酸化窒素濃度の測定を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。

平成29年度の測定結果は、全ての調査地点において、環境基準値(P42(2)参照。)を下回っていました。

住宅地域については、最大値が0.013ppm、最小値が0.009ppmでした。また、住宅地域31地点の平均値は0.012ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が0.021ppm、最小値が0.013ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.016ppmでした。

二酸化窒素測定結果

(単位：ppm)

| 調査地域 | 最大値 | 最小値 | 平均値 |
|----------|-------|-------|-------|
| 住宅地域 | 0.013 | 0.009 | 0.012 |
| 交差点・沿道地域 | 0.021 | 0.013 | 0.016 |

(3) 浮遊粒子状物質

市では、毎年1回、大気質調査で、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

平成29年度の測定結果は、調査期間の3日間とも環境基準値(P42(3)参照。)を下回っていました。

調査期間中の1日ごとの平均値、3日間の平均値、1時間値の最大値について、武蔵小

金井駅前交番と新小金井交番で濃度差はほとんど見られませんでした。

浮遊粒子状物質測定結果

(単位：mg/m³)

| 調査地点名 | H30.2.20 | H30.2.21 | H30.2.22 | 3日間 平均値 | 1時間値 の最大値 |
|-----------|----------|----------|----------|------------|--------------|
| 武蔵小金井駅前交番 | 0.016 | 0.010 | 0.012 | 0.013 | 0.030 |
| 新小金井交番 | 0.017 | 0.010 | 0.013 | 0.013 | 0.032 |

4. 小金井市内の道路交通騒音・振動調査

市では、毎年1回、市内5か所の道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路）で道路交通騒音・振動調査を行っています。

平成29年度の調査結果は、騒音については、環境基準及び要請限度（道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。）を超過した地点はありませんでした。また、振動についても要請限度を超過した地点はありませんでした。

道路交通騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

| | 騒音 | | | | | | 振動 | | | |
|--------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|
| | 環境基準 | | 要請限度 | | 測定結果 | | 要請限度 | | 測定結果 | |
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 五日市街道 | 70 | 65 | 75 | 70 | 64 | 60 | 65 | 60 | 43 | 39 |
| 小金井街道 | | | | | 67 | 63 | | | 49 | 44 |
| 連雀通り | | | | | 68 | 65 | | | 48 | 43 |
| 新小金井街道 | | | | | 68 | 65 | | | 42 | 39 |
| 東八道路 | | | | | 64 | 58 | | | 46 | 40 |

5. 衛生害虫等の発生相談状況

ネズミの相談について、依然として多くの相談が寄せられています。また、表中にある「その他」の相談については、殆どがハクビシンの相談です。

ハチ類の相談件数については、アシナガバチが65件、スズメバチが120件、その他（不明）が98件となっています。

近年、住宅地にハチの巣が多く発見されます。これは、アシナガバチ、スズメバチ類の棲息地である都市周辺の丘陵地や低山地が住宅化されたため、人との接触の機会が増えてきていることによると思われます。ハチは、各種の昆虫や蚊、クモを餌としています。アシナガバチは、街路樹や庭木等につくアオムシや毛虫も食べているので、人間にとって、必ずしも害をおよぼすとは限りません。

しかし、自宅にハチの巣が出来てしまって、生活行動に影響が出る場合は、駆除しなけ

ればなりません。(影響がなく駆除しなくてすむ場所であれば、12月くらいまで待てばその巣は空になります。越冬は基本的にしません。)

そこで、本市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを無償で行っている他、自分で駆除が困難な方には、駆除専門業者の窓口として、公益社団法人東京都ペストコントロール協会を紹介しています。

衛生害虫等の発生相談状況

(単位：件)

| No. | 種 類 | 件 数 | No. | 種 類 | 件 数 |
|-----|-----------|-----|-----|------|-----|
| 1 | カ・ハエ | 0 | 8 | 羽アリ類 | 2 |
| 2 | ゴキブリ類 | 0 | 9 | ユスリカ | 0 |
| 3 | ダニ類 | 2 | 10 | シロアリ | 2 |
| 4 | 毛虫類 | 2 | 11 | ネズミ | 80 |
| 5 | ノミ類 | 0 | 12 | ヤスデ | 0 |
| 6 | アメリカシロヒトリ | 0 | 13 | 甲虫類 | 0 |
| 7 | ハチ類 | 283 | 14 | その他 | 49 |
| 計 | | | | | 420 |

6. 野川の水質

市では、野川の水質調査を小金井市域最下流部の柳橋下にて、毎年6月と11月の年2回調査を行っています。

平成29年度については、水涸れの影響で、6月の調査は小金井市域中流部の天神橋にて実施しました。

平成29年度の調査結果は、生活環境項目、健康項目ともに、前年度に引き続き、環境基準(D類型)を全て満たしていました。

生活環境項目の調査結果

| 調査項目 | 単位 | 環境基準値 | H29.6.8 | H29.11.2 |
|-----------------|-----------|-------------|---------|----------|
| pH(水素イオン濃度) | — | 6.0以上 8.5以下 | 7.1 | 7.1 |
| DO(溶存酸素) | mg/ℓ | 2 mg/ℓ以上 | 8.6 | 8.8 |
| BOD(生物化学的酸素要求量) | mg/ℓ | 8mg/ℓ以下 | 1.2 | 0.6 |
| COD(化学的酸素要求量) | mg/ℓ | — | 4.4 | 2.4 |
| SS(浮遊物質) | mg/ℓ | 100 mg/ℓ以下 | 8 | 6 |
| 大腸菌群数 | MPN/100mℓ | — | 14,000 | 11,000 |
| T-N(全窒素) | mg/ℓ | — | 3.61 | 5.12 |
| T-P(全リン) | mg/ℓ | — | 0.083 | 0.023 |

健康項目の調査結果

| 調査項目 | 単位 | 環境基準値 | H29.6.8 | H29.11.2 |
|---------------|------|-----------|---------|----------|
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/ℓ | 10 mg/ℓ以下 | 2.67 | 4.71 |

<魚の住める水質>

野川の水質の項目でBOD（生物化学的酸素要求量）を調査しています。一般に、魚の住むことができる河川のBODは、5 ppm以下とされています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけの水で希釈しないといけないのか、食べ物で表してみました。

| 汚れ具合 | | 魚が住める水質にするために必要な水の量は(お風呂1杯300ℓ) |
|----------------|----------------|---------------------------------|
| もし、これを捨てたら | その汚れはBOD(mg/ℓ) | |
| 使用済天ぷら油(200ml) | 1,500,000 | 200杯分必要になります |
| 牛乳(200ml) | 78,000 | 10.4杯分必要になります |
| 味噌汁(200ml) | 35,000 | 4.7杯分必要になります |
| ラーメンのしる(200ml) | 25,000 | 3.3杯分必要になります |

7. 井戸水調査（平成29年度平均値）

市では、毎年4回、井戸の水質監視測定を行っています。表の数値は、年4回測定の平均値を表しています。ただし、平成29年度は、表中のNo. 12 貫井北町5-13の地点については、水涸れにより3回の測定となりました。

平成29年度の調査結果は、トリクロロエチレンについては、表中のNo. 2、5、7、9、11、12の地点で、テトラクロロエチレンについては、No. 6、7、8、10、11、12の地点で、硝酸性窒素については、全ての地点で、鉛については、No. 5、11の地点で検出されましたが、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を満たしていました。

井戸水質調査結果

(単位：mg/ℓ)

| 物質名 調査地点 | トリクロロ エチレン | テトラクロ ロエチレン | 1.1.1-トリク ロエタン | 硝酸性窒素 | 鉛 |
|----------------|---------------|----------------|-------------------|-------|----|
| No.1 貫井南町 1-24 | ND | ND | ND | 6.30 | ND |
| No.2 中町 1-15 | 0.0002 | ND | ND | 6.39 | ND |
| No.3 中町 2-15 | ND | ND | ND | 0.07 | ND |
| No.4 梶野町 3-12 | ND | ND | ND | 2.09 | ND |

| | | | | | |
|-----------------|---------|---------|------|-------|---------|
| No.5 関野町 1-11 | 0.0003 | ND | ND | 5.91 | 0.001 |
| No.6 緑町 3-13 | ND | 0.0024 | ND | 6.60 | ND |
| No.7 桜町 1-2 | 0.0002 | 0.0031 | ND | 6.55 | ND |
| No.8 桜町 3-6 | ND | 0.0013 | ND | 5.55 | ND |
| No.9 東町 1-41 | 0.0003 | ND | ND | 7.02 | ND |
| No.10 中町 2-1 | ND | 0.0008 | ND | 5.25 | ND |
| No.11 緑町 1-1 | 0.0002 | 0.0007 | ND | 5.59 | 0.003 |
| No.12 貫井北町 5-13 | 0.0002 | 0.0007 | ND | 6.64 | ND |
| No.13 貫井南町 2-1 | ND | ND | ND | 0.06 | ND |
| 環境基準 | 0.01 以下 | 0.01 以下 | 1 以下 | 10 以下 | 0.01 以下 |

※「ND」は定量下限未満値

※トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月に「0.03以下」から「0.01以下」に変更されました。

8. 湧水調査

市では、毎年2回、水質、水生生物の調査を行っています。平成29年度から、前年度に行った貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地のほか、新たに中町四丁目公共緑地を追加しました。

(1) 水質調査

①貫井神社

| 項目 | 単位 | 定量下限値 | 環境基準値 | H29.6.28 | H.29.12.25 |
|----------------|---------------------|--------|---------|----------|------------|
| 気温 | ℃ | — | — | 23.0 | 10.0 |
| 水温 | ℃ | — | — | 17.8 | 16.2 |
| 臭気 | — | — | — | 無臭 | 無臭 |
| 流量 | m ³ /sec | 0.001 | — | ND | 0.009 |
| 水素イオン濃度 (pH) | — | 0.1 | — | 6.2 | 6.1 |
| 電気伝導率 | mS/m | — | — | 20.0 | 17.0 |
| 硝酸性窒素 | mg/ℓ | 0.01 | 10 以下 | 6.48 | 6.63 |
| トリクロロエチレン | mg/ℓ | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| テトラクロロエチレン | mg/ℓ | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| 1.1.1-トリクロロエタン | mg/ℓ | 0.0002 | 1 以下 | ND | ND |

第4章 小金井市の環境の状況

②滄浪泉園

| 項目 | 単位 | 定量下限値 | 環境基準値 | H29.6.28 | H.29.12.25 |
|----------------|---------------------|--------|---------|----------|------------|
| 気温 | ℃ | — | — | 23.0 | 9.0 |
| 水温 | ℃ | — | — | 17.2 | 16.0 |
| 臭気 | — | — | — | 無臭 | 無臭 |
| 流量 | m ³ /sec | 0.001 | — | ND | 0.004 |
| 水素イオン濃度 (pH) | — | 0.1 | — | 6.5 | 6.1 |
| 電気伝導率 | mS/m | — | — | 15.9 | 22.3 |
| 硝酸性窒素 | mg/l | 0.01 | 10 以下 | 5.78 | 6.73 |
| トリクロロエチレン | mg/l | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| テトラクロロエチレン | mg/l | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| 1.1.1-トリクロロエタン | mg/l | 0.0002 | 1 以下 | ND | ND |

③美術の森緑地

| 項目 | 単位 | 定量下限値 | 環境基準値 | H29.6.28 | H.29.12.25 |
|----------------|---------------------|--------|---------|----------|------------|
| 気温 | ℃ | — | — | 21.6 | 12.0 |
| 水温 | ℃ | — | — | 18.0 | 16.6 |
| 臭気 | — | — | — | 無臭 | 無臭 |
| 流量 | m ³ /sec | 0.001 | — | ND | 0.001 |
| 水素イオン濃度 (pH) | — | 0.1 | — | 6.5 | 6.3 |
| 電気伝導率 | mS/m | — | — | 20.5 | 14.8 |
| 硝酸性窒素 | mg/l | 0.01 | 10 以下 | 8.16 | 7.05 |
| トリクロロエチレン | mg/l | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| テトラクロロエチレン | mg/l | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| 1.1.1-トリクロロエタン | mg/l | 0.0002 | 1 以下 | ND | ND |

④中町四丁目公共緑地

| 項目 | 単位 | 定量下限値 | 環境基準値 | H29.6.28 | H.29.12.25 |
|--------------|---------------------|-------|-------|----------|------------|
| 気温 | ℃ | — | — | 21.0 | 11.0 |
| 水温 | ℃ | — | — | 18.0 | 16.4 |
| 臭気 | — | — | — | 無臭 | 無臭 |
| 流量 | m ³ /sec | 0.001 | — | ND | 0.003 |
| 水素イオン濃度 (pH) | — | 0.1 | — | 6.5 | 6.1 |
| 電気伝導率 | mS/m | — | — | 24.9 | 18.3 |
| 硝酸性窒素 | mg/l | 0.01 | 10 以下 | 7.88 | 8.13 |

| | | | | | |
|----------------|------|--------|---------|----|----|
| トリクロロエチレン | mg/ℓ | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| テトラクロロエチレン | mg/ℓ | 0.0002 | 0.01 以下 | ND | ND |
| 1.1.1-トリクロロエタン | mg/ℓ | 0.0002 | 1 以下 | ND | ND |

(2) 調査結果の概要及び考察

①水質調査

6月、12月の調査共に、どの地点でも水質は外観上で濁りなどは見られず透視度も50度以上でした。

水温については、貫井神社で17.8℃(6月)、16.2℃(12月)、滄浪泉園で17.2℃(6月)、16.0℃(12月)、美術の森緑地で18.0℃(6月)、16.6℃(12月)、中町四丁目公共緑地で18.0℃(6月)、16.4℃(12月)で、年間変動は小さく、各調査地点ともほぼ同じ水温と言えます。

臭気はいずれの調査地点でも無臭であり、異常は見られませんでした。

流量については、貫井神社で60ℓ/min未満(6月)、540ℓ/min(12月)、滄浪泉園で60ℓ/min未満(6月)、240ℓ/min(12月)、美術の森緑地で60ℓ/min未満(6月)、60ℓ/min(12月)、中町四丁目公共緑地で60ℓ/min未満(6月)、180ℓ/min(12月)でした。

pHについては、いずれの地点でも6.1~6.5でやや酸性でした。

電気伝導率については、貫井神社で20.0mS/m(6月)、17.0mS/m(12月)、滄浪泉園で15.9mS/m(6月)、22.3mS/m(12月)、美術の森緑地で20.5mS/m(6月)、14.8mS/m(12月)、中町四丁目公共緑地で24.9mS/m(6月)、18.3mS/m(12月)でした。

硝酸性窒素については、貫井神社で6.48mg/ℓ(6月)、6.63mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で5.78mg/ℓ(6月)、6.73mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で8.16mg/ℓ(6月)、7.05mg/ℓ(12月)、中町四丁目公共緑地で7.88mg/ℓ(6月)、8.13mg/ℓ(12月)であり、全調査地点で環境基準を満たしていますが、やや高め傾向でした。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタンについては、6月、12月共に全地点で不検出(0.0002mg/ℓ未満)でした。

②底生生物調査結果の概要及び考察

2回の調査により、貫井神社で23種類、滄浪泉園で24種類、美術の森緑地で24種類、中町四丁目公共緑地で21種類と合計46種類の底生生物が確認されました。

個体数および湿重量について、2回の調査の平均値を比較すると、美術の森緑地の個体数が275個体/0.25㎡と最も多く、中町四丁目公共緑地192個体/0.25㎡、滄浪泉園156個体/0.25㎡、貫井神社144個体/0.25㎡の順でした。

湿重量では中町四丁目公共緑地が4.254 g/0.25㎡と最も多く、美術の森緑地が2.468 g/0.25㎡、滄浪泉園が1.091 g/0.25㎡、貫井神社が0.647 g/0.25㎡でした。

優占種を見ると貫井神社ではミズムシ、滄浪泉園ではハモンユスリカ属の一種、美術の森緑地ではミズムシ、中町四丁目公共緑地ではカワニナがそれぞれ優占していました。

湧水環境では水質にかかわらず、きれいな水の指標種から汚い水の指標種まで出現することが多く、一般河川の水質判定の手法をそのまま流用することはできません。本調査においても、各地点でミズムシやシマイシビル、ミミズ類といった汚い水の指標種が確認されています。その一方で、サワガニ、ムナグロナガレトビゲラといったきれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられます。

③付着藻類調査結果の概要及び考察

2回の調査により、貫井神社で14種類、滄浪泉園で16種類、美術の森緑地で7種類、中町四丁目公共緑地で7種類合計25種類が確認されました。種類数では滄浪泉園が最も多く、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地が7種類と少ない結果となりました。

各地点の細胞数を2回の調査の平均値で比較すると、25cm²あたりの細胞数では、美術の森緑地が最も多く、約227万/25cm²でした。中町四丁目公共緑地では約119万/25cm²、滄浪泉園では約101万/25cm²、貫井神社では約81万/25cm²でした。

分類群別の割合を見ると、貫井神社は紅藻類が約8割と多く、藍藻類1割強そして珪藻類が1割弱の順でした。滄浪泉園では9割強と紅藻類が多く、次いで珪藻類は1割弱、若干の緑藻類でした。美術の森緑地では紅藻類がほとんどの割合を占めていて、若干の珪藻類が確認されました。中町四丁目公共緑地でも紅藻類がほとんどの割合を占めていて、若干の珪藻類が確認されました。

優占種を見ると、貫井神社、滄浪泉園及び中町四丁目公共緑地ではベニイトモ属、美術の森緑地ではタンスイベニマダラ属がそれぞれ優占していました。

今回の調査では、注目種に該当する種は確認されませんでした。カワモズク属で環境省レッドデータブックの準絶滅危惧種などに該当する種が東京都でも報告されています。

なお、外来種に該当する種は確認されませんでした。

9. 放射能測定

市では、平成23年7月から空間放射線量の定点測定等を実施しています。

(1) 空間放射線量の測定結果

シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)を使い、市内各所で大気中の空間放射線量の測定を実施しました。測定場所は、認可保育園(22園)、私立幼稚園(6園)、市立小学校(9校)、市立中学校(5校)、学童保育所・児童館(10か所)の合計52か所で定期的(8月と2月)に測定しました。測定値は、0.04~0.11 μSv/hの範囲

で安定していました。

(2) 給食食材の放射能測定結果

NaI(Tl)シンチレーション検出器を使用し、放射能の影響を受けやすい子どもたちの食の安全確保及び保護者等の不安を払拭することを目的として、給食等に提供される食材の放射能測定を実施しました。平成29年度は市立小・中学校の給食食材を282件、市内保育園の給食食材を269件測定しました。測定の結果、国の定める基準値の超過はありませんでしたが、本市の給食食材としての使用可否を判断する、本市における測定基準値（セシウム合計10Bq/kg）を超過した数値が1件検出されました。

第5章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するために市民、事業者、市それぞれがとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取組を行う必要があります。環境配慮の取組を具体的に示し、行動をしていきます。

市では、各課共通の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組むとともに、各課が実情に合わせた独自の項目を設定し、積極的にさらなる環境行動に取り組むことを奨励しています。

このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置します。

<環境行動チェックリスト（各課共通用）>

| | 項 目 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 節電対策 | エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房時は28℃、暖房時は19℃） |
| | 長時間使用しない時はパソコン等のOA機器の電源を主電源から消す。 |
| | OA機器をはじめ電気を消費する機器の購入にあたっては省エネタイプのもを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。 |
| | 3フロアまでの上りはエレベーターを使わないで階段を利用する。下りは階段を利用する。 |
| | 昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。 |
| | 残業時の蛍光灯の点灯は、必要最低限の範囲にとどめる。 |
| | 日中の明るいときはブラインドを工夫する。 |
| | 給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。 |
| | クールビズ、ウォームビズに努める。 |
| 消耗品の節約対策 | 両面コピーや両面印刷を実施する。 |
| | 裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。 |
| | 購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積もり、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。 |
| | 文書の送付にあたりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用できるものについては利用する。 |
| | リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。 |
| その他の対策 | ごみの分別を徹底する。 |
| | 公共施設の整備に際し太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進する。 |
| | 照明機器やガス機器については高効率タイプのもを採用する。 |
| | 公共施設の緑化を積極的に推進する。 |
| | 建物敷地や道路等の舗装を透水性舗装等のものにする。 |
| | 学校給食等の食材についても地球温暖化防止に配慮するために地元のものを取り入れる。 |
| | 自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。 |
| | 市外に出張する際は公共交通機関を利用する。 |
| | 市内への業務はできるだけ自転車を使用する。 |
| | マイ箸・マイボトルを使用する。 |
| 水道はむやみに流さずこまめに止める。 | |

※市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料編2（69～70ページ）に掲載しています。

第5章 市役所としての取組

平成29年度各課のチェックリストの達成状況をパーセンテージで表しました。このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行っていきます。

| 課名（施設名） | 達成度（%） | 課名（施設名） | 達成度（%） | 課名（施設名） | 達成度（%） |
|------------|--------|----------|--------|--------------|--------|
| 企画政策課 | 100.0 | わかたけ保育園 | 86.8 | 第三小学校 | 100.0 |
| 財政課 | 96.0 | 小金井保育園 | 100.0 | 第四小学校 | 100.0 |
| 広報秘書課 | 89.5 | さくら保育園 | 84.2 | 東小学校 | 92.9 |
| 情報システム課 | 99.6 | けやき保育園 | 93.3 | 前原小学校 | 100.0 |
| 総務課 | 95.0 | 児童青少年課 | 97.1 | 本町小学校 | 66.7 |
| 地域安全課 | 83.3 | 本町児童館 | 93.8 | 緑小学校 | 100.0 |
| 職員課 | 80.0 | 東児童館 | 98.1 | 南小学校 | 100.0 |
| 管財課 | 100.0 | 貫井南児童館 | 100.0 | 第一中学校 | 83.3 |
| 市民課 | 84.2 | 緑児童館 | 92.2 | 第二中学校 | 94.5 |
| コミュニティ文化課 | 89.4 | たまむし学童 | 91.2 | 東中学校 | 78.5 |
| はけの森美術館 | 89.3 | あかね学童 | 100.0 | 緑中学校 | 100.0 |
| マロンホール | 79.2 | ほんちょう学童 | 93.8 | 南中学校 | 79.9 |
| 経済課 | 90.0 | さくらなみ学童 | 91.1 | 指導室 | 85.0 |
| 保険年金課 | 94.7 | さわらび学童 | 89.2 | 生涯学習課 | 95.0 |
| 市民税課 | 97.1 | たけとんぼ学童 | 91.6 | 総合体育館 | 94.1 |
| 資産税課 | 88.9 | まえはら学童 | 96.4 | 栗山公園健康運動センター | 88.2 |
| 納税課 | 94.4 | みどり学童 | 72.5 | 上水公園運動施設 | 100.0 |
| 環境政策課 | 81.0 | みなみ学童 | 93.1 | 上水公園テニスコート | 97.1 |
| ごみ対策課 | 81.1 | 都市計画課 | 100.0 | 文化財センター | 88.9 |
| 中間処理場 | 95.5 | まちづくり推進課 | 100.0 | 図書館 | 94.3 |
| 下水道課 | 84.2 | 道路管理課 | 94.7 | 公民館本館 | 94.7 |
| 地域福祉課 | 95.5 | 建築営繕課 | 100.0 | 東分館 | 90.5 |
| 自立生活支援課 | 91.7 | 交通対策課 | 75.0 | 緑分館 | 95.0 |
| 障害者福祉センター | 100.0 | 区画整理課 | 81.8 | 貫井南分館 | 100.0 |
| 児童発達支援センター | 82.6 | 会計課 | 95.0 | 貫井北分館 | 90.9 |
| 介護福祉課 | 76.2 | 庶務課 | 95.5 | 議会事務局 | 92.0 |
| 健康課 | 84.7 | 学務課 | 90.9 | 選挙管理委員会事務局 | 96.0 |
| 子育て支援課 | 85.0 | 第一小学校 | 100.0 | 監査委員事務局 | 100.0 |
| 保育課 | 95.8 | 第二小学校 | 68.6 | 農業委員会事務局 | 90.0 |
| くりのみ保育園 | 90.0 | | | 平均 | 91.4 |

2. グリーン購入

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入することを指します。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

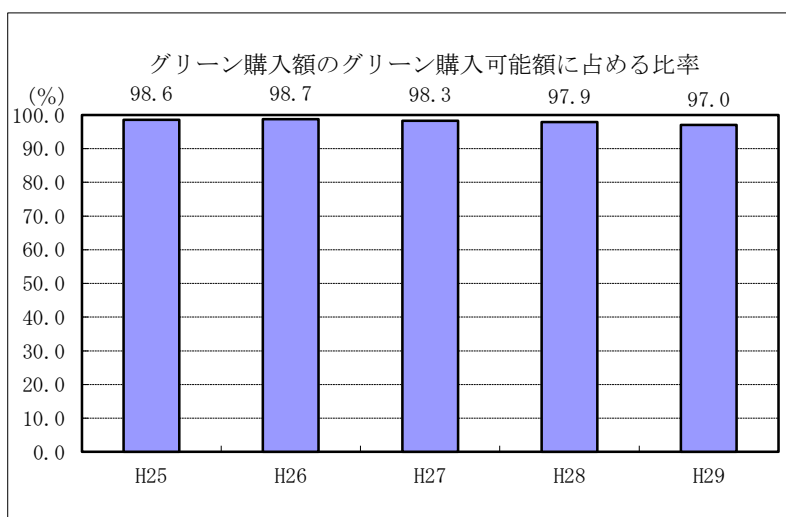
市でも、平成13年に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努めてきました。市内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を公表しています。

グリーン購入額の全購入額に占める平成29年度の比率は32.9%となり、平成28年度と比較して2.4%の減少となりました。

また、平成24年度からは購入する物品のうち、実際にグリーン購入が可能なものを分けて考え、グリーン購入可能額も調査することとしました。グリーン購入額のグリーン購入可能額に占める平成29年度の比率は97.0%となり、平成28年度と比較して0.9%の減少となりました。

平成29年度の実績額を見ますと、平成28年度と比較して、グリーン購入額は約430万円の減額、全購入額は約1,240万円の増額、グリーン購入可能額は約320万円の減額となっています。

市では、グリーン購入を効果的に推進するため、市内にグリーン購入推進会議を設置しており、平成29年度は2回の会議を開催しました。今後もグリーン購入を推進し、可能な限り環境に配慮した製品の購入を行っていきます。



3. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取組は、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。更なる市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市施設全体）

| | 排出量 | 処分量 | 再利用量 |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 平成25年度 | 354,884kg | 61,786kg | 293,098kg |
| 平成26年度 | 354,251kg | 63,454kg | 290,797kg |
| 平成27年度 | 354,543kg | 64,456kg | 290,087kg |
| 平成28年度 | 350,346kg | 62,467kg | 287,879kg |
| 平成29年度 | 381,399kg | 68,365kg | 313,034kg |

4. エコドライブ教習会

市では、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の重点対策の1つである、「自動車による二酸化炭素排出の削減を目指す」という施策に基づき、平成22年度から市民・市内事業者を対象にエコドライブ教習会を開催しています。

エコドライブ教習会実績

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 参加人数 | 23人 | 24人 | 23人 | 24人 | 24人 |
| エコドライブ操作による参加者の平均改善率 | 20.9% | 22.8% | 19.0% | 24.2% | 23.1% |

5. 小金井市の環境配慮設備設置費補助制度

市では、市民自らが家庭で行うことができる環境配慮の1つとして、雨水貯留施設（雨水タンク）及び市が定める住宅用新エネルギー機器等を設置した市民に対し、一定要件の下で設置費用の一部を補助し、設置を促進しています。

(1) 雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車等に使うための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

年度別補助件数・交付実績額

| 年 度 | 補助件数 | 交付実績額 |
|--------|------|----------|
| 平成25年度 | 18件 | 381,640円 |
| 平成26年度 | 12件 | 204,620円 |
| 平成27年度 | 8件 | 148,210円 |
| 平成28年度 | 7件 | 125,190円 |
| 平成29年度 | 5件 | 78,290円 |

※補助対象：市内に建築物を所有、又は使用している方で、雨水貯留施設を購入し設置した方。

※補助金額：購入金額（本体価格）の2分の1に相当する額で、3万円を上限とする。（年度内の申請は1回で最大2基まで。再申請までは3年以上の期間）

(2) 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度

市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、平成22年度から太陽光発電設備等の住宅用新エネルギー機器等を設置した方に対して、補助金を交付しています。

補助対象者は、市内に自ら居住するための住宅を所有、又は使用している方で、住宅用新エネルギー機器等を自家用として設置した方で、補助対象機器は燃料電池、太陽光発電設備、蓄電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステムです。また、1件当たりの補助金額は下記の通りです。

| 区 分 | 補助金額 |
|--------------------|------------------------------------|
| 燃料電池コージェネレーションシステム | 50,000円 |
| 太陽光発電設備 | 1キロワット当たり30,000円とし、100,000円を限度とする。 |
| 蓄電システム | 50,000円 |
| 太陽熱温水器 | 15,000円 |
| 太陽熱ソーラーシステム | 30,000円 |

※平成29年度から、蓄電システムも補助対象機器としています。

年度別補助件数、交付実績額

(単位：件、円)

| | | 燃料電池 | 太陽光 発電設備 | 蓄電 システム | 太陽熱 温水器 | 太陽 ソーラーシステム | 合計 |
|----------|-------|-----------|-------------|------------|------------|----------------|------------|
| 25 年度 | 補助件数 | 49 | 127 | — | — | — | 176 |
| | 交付実績額 | 2,450,000 | 11,618,000 | — | — | — | 14,068,000 |
| 26 年度 | 補助件数 | 81 | 70 | — | 0 | 1 | 152 |
| | 交付実績額 | 4,050,000 | 6,454,000 | — | 0 | 30,000 | 10,534,000 |
| 27 年度 | 補助件数 | 90 | 42 | — | 0 | 1 | 133 |
| | 交付実績額 | 4,500,000 | 3,898,000 | — | 0 | 30,000 | 8,428,000 |
| 28 年度 | 補助件数 | 115 | 41 | — | 1 | 0 | 157 |
| | 交付実績額 | 5,750,000 | 3,855,000 | — | 15,000 | 0 | 9,620,000 |
| 29 年度 | 補助件数 | 102 | 41 | 9 | 0 | 0 | 152 |
| | 交付実績額 | 5,100,000 | 3,963,000 | 450,000 | 0 | 0 | 9,513,000 |

6. 小金井市役所における地球温暖化対策

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市では、平成19年3月に「地球温暖化対策実行計画（市役所版）」を策定し、平成27年3月に改定を行いました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地域における温室効果ガス削減に向けた計画を策定するよう求めています。

そのような背景を背に、市では、周辺自治体に先駆けて平成21年度に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって地域をあげて地球温暖化の防止に取り組んでいくための施策を推進しています。

「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」についても、温室効果ガス排出量削減の推移を検証するとともに、社会情勢や技術革新等の変化を踏まえた計画内容の必要な見直しを行うため、平成27年3月に改定を行いました。

市の温室効果ガス削減目標は、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」に合わせ、基準年度を平成18年度と定め、平成27年度から平成32年度までの6年間で市施設からの排出量を14.7%削減することを目標としています。

| | | | |
|-------|--------|-----|---------------------|
| 基準年度 | 平成18年度 | 排出量 | 4,685,426kg |
| 目標値 | 平成32年度 | 排出量 | 3,996,000kg 14.7%削減 |
| 進捗状況： | 平成26年度 | 排出量 | 5,414,808kg 15.6%増加 |
| | 平成27年度 | 排出量 | 5,384,081kg 14.9%増加 |
| | 平成28年度 | 排出量 | 5,594,918kg 19.4%増加 |
| | 平成29年度 | 排出量 | 6,407,122kg 36.7%増加 |

※地球温暖化防止の取組については、36～38ページに掲載しています。

平成29年度の温室効果ガス排出量は、前年度より14.5%、基準年度より36.7%の増加となりました。これは、電気（東京電力）の排出係数が前年度より約5.5%、基準年度より約40.8%悪化していることにも因りますが、排出係数を一定にして計算してみても基準年度より約11%、前年度より約2%の増加となっているところです。なお、平成29年度の気候的特徴としては、ラニーニャ現象の影響等により冬は、気温の低い日が例年に比べ多い傾向にありました。

そこで、燃料別に使用量を見ていくと、ガソリン・軽油・重油・LPG（プロパンガス）がそれぞれ△2.1%・△26.2%・△11.4%・△15.0%と減っているのに対し、電気・都市ガス・灯油でそれぞれ1.7%・4.1%・13.9%の増加が見られました。このような結果から、電気・都市ガス・灯油について、使用量が前年より10%以上増加した施設における主な原因を調査しました。

<電気の使用量>

【本庁舎等】

西庁舎のGHPエアコンを電気空調機に入れ替えたため。

【はけの森美術館】

前年度は約1ヶ月間休館があり、例年に比べ使用量が少なかったため。

【学童保育所・児童館】

学童保育所・児童館共に年々需要が増加しており、前年度に比べ児童数が増えたことから、日常の保育において電気の使用時間が増加したため。

【公民館】

冬に寒い日が続いたことから、利用者の体調に配慮し、暖房機器の使用を増やしたため。

【教育相談所・もくせい教室】

同一の執務室で事務を行っていたが、機能が異なることから執務室を分けたため。

<都市ガス使用量>

【市民交流センター】

冬場の公演等により利用者が増えたことから、暖房機器の使用が増えたため。

【環境楽習館】

キッチンを使用した講座等を増やしたため。

<灯油の使用量>

【市立小・中学校】

GHPエアコンの故障が頻発したことに伴い、ストーブを多用したため。

【保育園・児童発達センター】

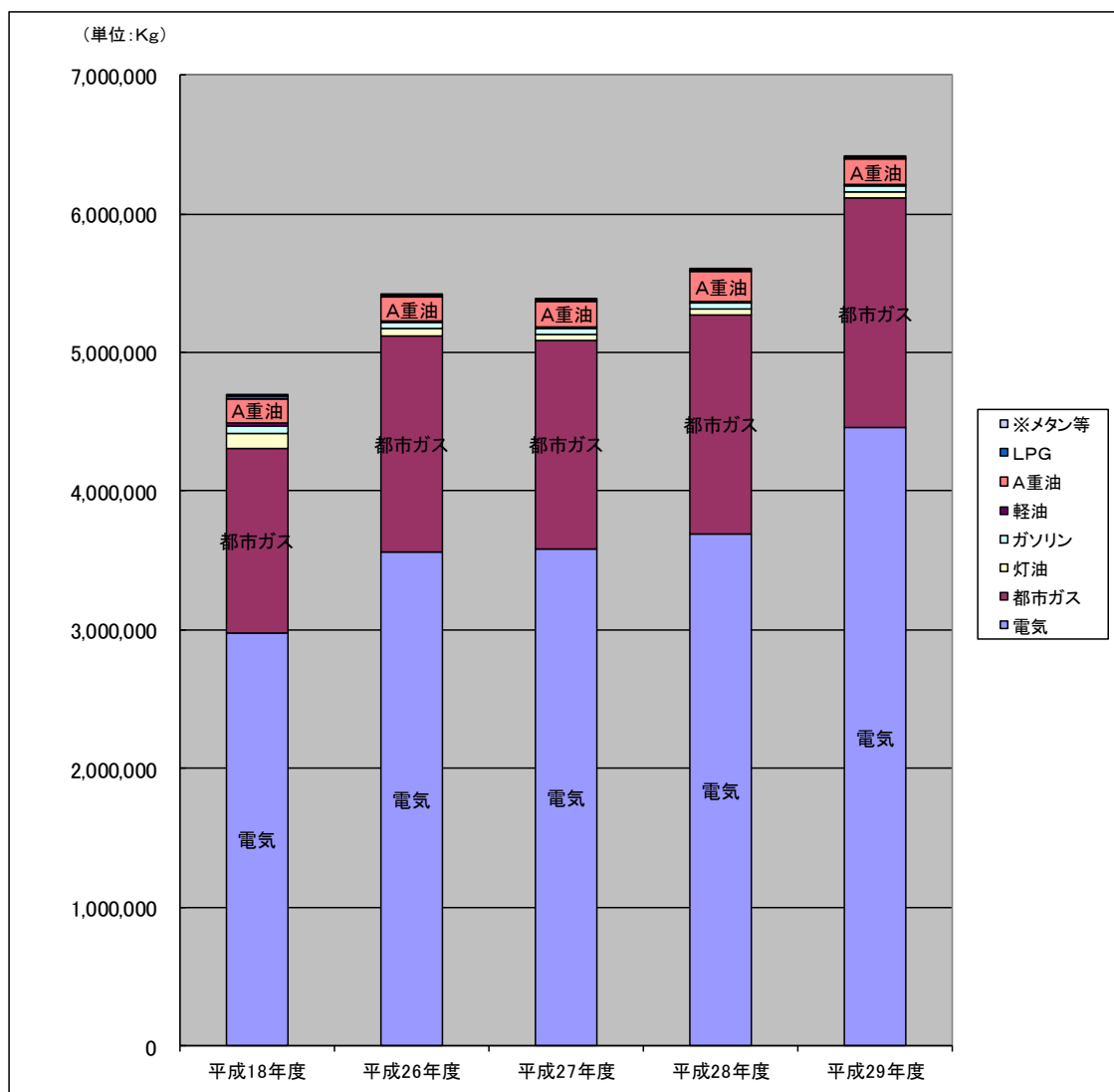
冬に寒い日が続いたことから、幼児等の体調に配慮し、暖房機器の使用を増やしたため。

このような調査結果を見てみると、公共施設という立場上、市民便益に資するための施設は利用者が増えればそれに伴いエネルギー使用量も増加するという実情もあり、市民便益と環境配慮をどのように両立させていくかが今後の課題です。

市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における
燃料別温室効果ガス排出量年度別比較表

| 燃 料 | 平成18年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 電気 | 2,982,588 | 3,557,357 | 3,585,438 | 3,687,160 | 4,456,936 |
| 都市ガス | 1,328,679 | 1,561,093 | 1,504,824 | 1,587,138 | 1,652,301 |
| 灯油 | 109,109 | 50,948 | 44,623 | 44,425 | 50,602 |
| ガソリン | 47,052 | 43,966 | 41,433 | 42,059 | 41,168 |
| 軽油 | 26,231 | 8,862 | 12,191 | 7,670 | 5,663 |
| A重油 | 176,150 | 178,860 | 180,757 | 214,090 | 189,700 |
| L P G | 13,014 | 11,400 | 12,828 | 10,387 | 8,790 |
| ※メタン等 | 2,603 | 2,322 | 1,987 | 1,990 | 1,962 |
| 計 | 4,685,426 | 5,414,808 | 5,384,081 | 5,594,918 | 6,407,122 |
| 基準年対比(%) | 基準年 | 15.6 | 14.9 | 19.4 | 36.7 |

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



7. 小金井市環境マネジメントシステム

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取組を一層強化し、また、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために、市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

なお、小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。（小金井市環境方針は資料編1（68ページ）に掲載しています。）

また、小金井市環境マネジメントシステム上で、取組や方法が適切に実施・維持されているかどうかを確認するために、3年サイクルで、全部門の内部環境監査を実施しています。平成29年度は、4課、1室、3局及び2施設（会計課・庶務課・学務課・生涯学習課・指導室・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・図書館・公民館）に対して実施しました。

監査では、軽微の指摘を受けた部署が1部署あり、指摘事項は「環境方針を執務室内に掲示していない」ことでした。しかし、法令等に関わる重大な指摘事項は見受けられませんでした。

評価できる点としては、図書館ではコンビニ弁当等のパックの返却を徹底しているほか、温度調節ができない旧式のエアコンが設置されている中でも、こまめに電源のオンオフを行い、省エネに積極的に取り組んでいる点、一部の課ではペーパーレス化に向けた努力を行っており、庁内のお知らせや各課宛の文書等、パソコン画面上で確認可能なものは、なるべく印刷しない点や文書は可能な限りメールで送信している点等が挙げられました。

監査結果については不備、評価できる点、留意点の内容を中心に、毎年、市長へ報告しています。

8. 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫対策とは、本市においては「地域猫活動」のことをさします。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫を排除しても問題の解決にならないことを理解し、地域の環境問題として捉えた上で、地域の特性、住民の意思をふまえ、活動についてのルールをつくり、地域猫活動を行うボランティア団体や地域住民、行政が、適切な役割を分担して、猫問題（糞尿被害、鳴声、ごみを漁る等）の解決に向けて、連携・協働していく活動のことです。

具体的には、地域住民の理解と協力の下、不妊・去勢手術を行い、地域で適正に世話し、見守ること（ルールを守ったエサやりやトイレの設置等）により、飼い主のいない猫にまつわるトラブルを減らし、地域環境を改善させ、「人と猫との調和のとれた共生社会」の実現を目指しています。

本市では、平成28年度より「地域猫活動」を支援する事業を開始し、平成29年度より東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金を活用し、登録団体に対して、不妊・

第5章 市役所としての取組

去勢手術費補助金を交付しています。平成29年度の不妊・去勢手術数はオス45頭、メス35頭の合計80頭でした。

また、「地域猫活動」の普及啓発や市民の方からの相談等を目的に、平成29年度は、外部の講師の方や登録団体の方を講師に迎え、合計4回のセミナーを実施しました。

第6章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部」、「小金井市環境市民会議」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

「小金井市環境審議会」は、環境基本条例第26条に基づき設置された機関です。環境基本計画の点検評価結果について、市からの報告を受けて、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。（平成29年度は4回開催。）

「環境基本計画推進本部」は、環境基本条例第24条に基づき設置され、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織として位置づけられています。（平成29年度は推進本部会議を3回開催、内部環境監査を3日間にわたり実施。）

「小金井市環境市民会議」は、環境基本条例第27条に基づき設立されており、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対し環境に関する提言を申し述べることが出来ます。

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取組を含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（平成29年度は3回開催。）

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民の方が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っていくほか、小金井市環境市民会議の活動を支援しています。

4. 計画の進行管理と評価

環境基本計画は、毎年度、環境基本計画推進本部による庁内点検結果をもとに、施策の進捗状況等の進行管理を行うこととしています。

計画の進捗状況の評価は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに従って実施し、環境審議会による外部評価を受け、環境報告書としてとりまとめます。

第7章 点検評価結果

1. 環境基本計画に基づく環境保全等の取組の点検評価について

環境基本計画に基づく環境保全等の取組については、継続することでその効果が得られるものが殆どである中、平成29年度においても着実に事業を実施し、概ね期待どおりの成果を得たと考えている。しかし、実施事業の中には実績を得られなかった事業や、前年度と比較して成果が落ち込んだ事業もいくつか見受けられることから、環境保全実施計画の折り返し年度となる今年度の結果を受け、後期計画における改善の取組をお願いします。

なお、平成29年度の実績を受け、環境審議会として特に申し述べたい個別事業について、以下に記す。

・基本施策2-1 緑の保全について

小金井市にとって緑は貴重な財産であり、市はその保全に日々取り組んでいる。この取組の中には、民有地の緑の保全があり、生垣の造成や生垣の保存を奨励している。緑の保全の施策として、このような奨励は引き続き行なうべきものであるが、一方で管理の行き届いていない生垣等が、歩行者の障害となるケースが発生しており、緑に対する否定的な意見を持つ市民もいる。

市が補助金対象としている保存生垣は、適正な管理が行われているところであるが、補助対象外の生垣や、空き家の植栽が適正に管理されないことで緑に対する否定的な考えを市民に与えては、緑の保全を推進するうえで好ましくない。このことから、保存生垣の奨励に合わせ、保存生垣以外の民有地の緑に対する、適正な管理の啓発にも注力されたい。

・基本施策8-1 地球温暖化の防止について

小金井市では、地球温暖化防止の取組を、市民向け、行政内部向けの両面で様々行っており、その意識は高いと感じている。しかし一方で、公共施設から排出される温室効果ガスは、年々増加しており、地球温暖化対策地域推進計画で掲げる、平成32年度までに平成18年度比で14.7%削減するという目標に大きく乖離している。平成29年度の実績では、36.7%の増加となっており、現状では目標達成は実質不可能と思われる。これには、様々な止むを得ない原因もあり、その分析もなされているところであるが、努力の成果が見えないため、取り組みへの意欲を失うだけでなく、批判の対象となり兼ねない。このようなことから、全体の数値と分析に合わせ、努力により削減された効果も見える化することが望ましい。

なお、目標数値については、国や東京都の目標とリンクしていることから、下げることが難しいことや、その中でも市の取組と努力を補足資料で示すことで、市民の理解を得ることも検討されたい。

2. 環境報告書作成について

前年度の環境報告書では、第6章「今後に向けて」において、環境審議会から以下のような意見をいただきました。

- ・第4章「市役所としての取組」について、市では様々な環境保全事業に取り組んでいるが、この章におけるその成果についての記載が乏しい。市の取組と成果を、市民に分かり易く見せる工夫を図られたい。
- ・環境行動チェックリストの達成度は、各課の主観によるため、意識が高いことで逆に達成度が低くなることがある。客観的な評価基準を設ける等、統一的な評価資料となるよう検討されたい。
- ・環境基本計画の取組は、現施策の「継続」が最も重要であることが分かるような表記のあり方を検討されたい。
- ・本編については、章立てされており非常に分かりやすいが、資料編については少し見づらく分かりにくいいため、区別等により改善されたい。

これらの意見を踏まえ、今年度の環境報告書では、昨年度まで資料編に記載していた市の取組に係る項目を、第5章「市役所としての取組」に移し、更に、同様に資料編に記載していたその他の環境に係るデータ等も、新たに「小金井市の環境の状況」として第4章に章立てし、整理を図りました。なお、環境行動チェックリストの評価基準設置や、継続の重要性を強調した表記については、引き続きの課題として次年度以降も検討していきます。

上記の対応については、環境審議会から概ね高い評価をいただいたところですが、更に今後は、第3章「基本計画の取組の進捗状況」について、今年度の実績等を、前年度の実績を踏まえ文章によって表記し、表により一覧としたものは資料編に記載する等、全体の構成について再検討してはどうかとの意見もありました。

平成29年度は、前期計画3か年の最終年度であったため、第3章については前年度と同じ報告形式としましたが、これまでいただいた意見を参考に、後期3か年の報告形式の見直しを検討していきたいと考えています。

3. 点検評価を受けて

市では、環境審議会による点検評価結果を真摯に受け止め、これを関係部署に伝え、次年度以降の改善に繋げていきます。また、第2次環境基本計画に掲げる基本目標の実現に向けて、再検討すべきものについては引き続き検討していきます。

資料編

1. 小金井市環境方針

市では、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、平成21年に小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あけて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

2. 環境行動チェックシート

市では、平成19年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

| チェックシート(市民用) | | 実践度チェック欄 | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------|------|------|
| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 |
| 日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。 | | 月 | 月 | 月 |
| 実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼ | | 日 | 日 | 日 |
| 家のなかやその周りで | 1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる | | | |
| | 2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく | | | |
| | 3 こまめに水道の蛇口をしめる | | | |
| | 4 風呂の水を再使用する | | | |
| | 5 洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める | | | |
| | 6 生ごみの水切りを励行する | | | |
| | 7 不必要な電源のつけっぱなしはやめる | | | |
| | 8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする | | | |
| 出かけるとき | 9 自動車かわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する | | | |
| | 10 アイドリングストップに取り組む | | | |
| | 11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる | | | |
| 買うモノとき | 12 使い捨て製品は買い控える | | | |
| | 13 物品の購入時には、マイバッグを持参する | | | |
| | 14 省エネ製品を選択する | | | |
| 捨てるモノとき | 15 可能なものは修理して使う | | | |
| | 16 分別を徹底する | | | |
| | 17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る | | | |
| する域とで活動に | 18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する | | | |
| | 19 地域清掃・ボランティア活動に参加する | | | |
| | 20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する | | | |
| ●やってみて気づいたこと | | ○の合計 | ○の合計 | ○の合計 |

| チェックシート(事業者用) | | 実践度チェック欄 | | |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------|------|------|
| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 |
| 事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。 | | 月 | 月 | 月 |
| 実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼ | | 日 | 日 | 日 |
| 事業所のなかやその周りで | 1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく | | | |
| | 2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める | | | |
| | 3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる | | | |
| | 4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する | | | |
| | 5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする | | | |
| | 6 昼休みにはオフィスの照明・OA機器を消す | | | |
| | 7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる | | | |
| | 8 エネルギー効率のよい機器を導入する | | | |
| | 9 従業員・職員に対する環境教育を進める | | | |
| | 10 環境行動の実施状況を点検する | | | |
| | 11 アイドリングストップに取り組む | | | |
| | 12 荷物の積み過ぎをしない | | | |
| | 13 井戸水を適正に利用する | | | |
| | 14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する | | | |
| | 15 化学物質などの適正な管理を行う | | | |
| | 16 生ごみの水切りを励行する | | | |
| | 17 分別を徹底する | | | |
| 地域貢献として | 18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する | | | |
| | 19 地域清掃・ボランティア活動に参加する | | | |
| | 20 NPOなどによる環境活動に参加する | | | |
| ●やってみて気づいたこと | | ○の合計 | ○の合計 | ○の合計 |

3. 平成29年度グリーン購入実績一覧表

| 部名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 合計額 % |
|--------|---------|-----------|-----------|------|---------|---------|------|------|------|------------|-----------|------------|------------|
| 企画財政部 | グリーン購入額 | 76,860 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,475,897 | 0 | 39,762 | 12,701,583 |
| | 全購入額 | 76,860 | 823,709 | 0 | 58,320 | 539,760 | 0 | 0 | 0 | 12,642,968 | 0 | 256,861 | 14,398,478 |
| | 比率 | 100.0% | 13.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 98.7% | 0.0% | 15.5% | 88.2% |
| | グリーン購入率 | 76,860 | 109,064 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,475,897 | 0 | 39,762 | 12,701,583 |
| 総務部 | グリーン購入額 | 76,860 | 109,064 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,475,897 | 0 | 39,762 | 12,701,583 |
| | 全購入額 | 76,860 | 109,064 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,475,897 | 0 | 39,762 | 12,701,583 |
| | 比率 | 100.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 98.7% | 0.0% | 15.5% | 88.2% |
| | グリーン購入率 | 76,860 | 109,064 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,475,897 | 0 | 39,762 | 12,701,583 |
| 市民部 | グリーン購入額 | 1,114,112 | 1,284,605 | 0 | 121,543 | 31,212 | 0 | 0 | 0 | 6,525,259 | 145,314 | 53,722,228 | 25,122,993 |
| | 全購入額 | 1,135,825 | 3,109,321 | 0 | 121,543 | 31,212 | 0 | 0 | 0 | 6,525,259 | 145,314 | 53,722,228 | 25,122,993 |
| | 比率 | 98.1% | 41.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 99.0% | 100.0% | 100.0% | 99.4% |
| | グリーン購入率 | 1,114,112 | 1,284,605 | 0 | 121,543 | 31,212 | 0 | 0 | 0 | 6,525,259 | 145,314 | 53,722,228 | 25,122,993 |
| 環境部 | グリーン購入額 | 252,481 | 303,163 | 0 | 0 | 656 | 0 | 0 | 0 | 3,763,507 | 129,276 | 1,069,417 | 5,521,415 |
| | 全購入額 | 294,678 | 736,926 | 0 | 0 | 23,961 | 0 | 0 | 0 | 3,906,715 | 137,289 | 28,453,711 | 33,583,520 |
| | 比率 | 85.7% | 41.1% | 0.0% | 0.0% | 2.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 96.3% | 94.2% | 3.8% | 16.4% |
| | グリーン購入率 | 252,481 | 303,163 | 0 | 0 | 656 | 0 | 0 | 0 | 3,763,507 | 129,276 | 1,069,417 | 5,521,415 |
| 福祉保健部 | グリーン購入額 | 1,138,228 | 1,736,862 | 0 | 0 | 51,186 | 0 | 0 | 0 | 5,253,218 | 160,624 | 926,667 | 9,266,785 |
| | 全購入額 | 1,179,073 | 3,319,428 | 0 | 0 | 51,186 | 0 | 0 | 0 | 5,910,928 | 211,408 | 1,900,138 | 12,572,162 |
| | 比率 | 96.5% | 52.3% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 88.9% | 76.0% | 48.8% | 73.7% |
| | グリーン購入率 | 1,138,228 | 1,736,862 | 0 | 0 | 51,186 | 0 | 0 | 0 | 5,253,218 | 160,624 | 926,667 | 9,266,785 |
| 子ども家庭部 | グリーン購入額 | 745,485 | 2,896,503 | 0 | 136,395 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,198,340 | 1,080,076 | 7,553,403 | 13,677,601 |
| | 全購入額 | 745,485 | 2,896,503 | 0 | 136,395 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,198,340 | 1,080,076 | 7,553,403 | 13,677,601 |
| | 比率 | 100.0% | 100.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | グリーン購入率 | 745,485 | 2,896,503 | 0 | 136,395 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,198,340 | 1,080,076 | 7,553,403 | 13,677,601 |
| 都市整備部 | グリーン購入額 | 263,304 | 450,967 | 0 | 0 | 13,824 | 0 | 0 | 0 | 174,420 | 0 | 143,089 | 1,053,185 |
| | 全購入額 | 263,304 | 450,967 | 0 | 0 | 13,824 | 0 | 0 | 0 | 174,420 | 0 | 143,089 | 1,053,185 |
| | 比率 | 100.0% | 37.8% | 0.0% | 0.0% | 74.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 25.6% | 0.0% | 11.1% | 30.3% |
| | グリーン購入率 | 263,304 | 450,967 | 0 | 0 | 13,824 | 0 | 0 | 0 | 174,420 | 0 | 143,089 | 1,053,185 |

| 部名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 合計額 % |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 会計課 | 用紙 | 文書・事務 | 文書保存 | 機簿類 | OA機器 | 照明 | 自動車 | 制服・作業着 | 服装・寝具 | 納入印刷 | 衛生用品 | その他 | 合計額 % |
| | 31,816 | 158,228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 954,828 | 0 | 19,104 | 1,163,976 |
| | 31,816 | 286,638 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 954,828 | 0 | 54,605 | 1,327,887 |
| | 100.0% | 55.2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 35.0% | 87.7% |
| 学校教育部 | 31,816 | 158,228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 954,828 | 0 | 19,104 | 1,163,976 |
| | 31,816 | 158,228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 954,828 | 0 | 19,104 | 1,163,976 |
| | 100.0% | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% |
| | 290,680 | 317,681 | 0 | 1,596,501 | 1,688,796 | 2,736 | 0 | 332,802 | 0 | 2,929,892 | 1,090 | 410,699 | 7,570,877 |
| 297,160 | 1,003,737 | 0 | 4,036,313 | 2,851,578 | 2,736 | 0 | 683,920 | 0 | 3,133,092 | 1,090 | 63,196,333 | 75,205,959 | |
| 97.8% | 31.6% | 0 | 39.6% | 59.2% | 100.0% | 0 | 48.7% | 0 | 93.5% | 100.0% | 0.6% | 10.1% | |
| 小学校 | 290,680 | 317,681 | 0 | 1,596,501 | 1,688,796 | 2,736 | 0 | 332,802 | 0 | 2,929,892 | 1,090 | 410,699 | 7,570,877 |
| | 297,160 | 1,003,737 | 0 | 3,945,117 | 2,689,686 | 2,736 | 0 | 332,802 | 0 | 2,929,892 | 1,090 | 410,699 | 10,926,863 |
| | 97.8% | 100.0% | 0 | 40.5% | 62.8% | 100.0% | 0 | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 69.3% |
| | 3,576,380 | 11,920,253 | 0 | 2,655,122 | 88,074 | 313,443 | 0 | 2,915 | 0 | 1,212,800 | 1,070,894 | 4,032,391 | 24,872,272 |
| 4,123,690 | 25,324,700 | 0 | 2,906,758 | 1,003,043 | 701,892 | 0 | 823,417 | 19,548 | 1,354,388 | 1,684,063 | 39,004,587 | 76,948,366 | |
| 86.7% | 47.1% | 0 | 91.3% | 8.8% | 44.7% | 0 | 0.4% | 0.0% | 89.5% | 63.6% | 10.3% | 32.3% | |
| 中学校 | 2,637,026 | 7,948,784 | 4,385 | 1,643,139 | 51,084 | 289,629 | 0 | 15,163 | 0 | 1,339,284 | 334,452 | 1,433,219 | 15,696,164 |
| | 2,676,091 | 11,756,466 | 9,005 | 1,971,642 | 209,208 | 595,798 | 0 | 502,111 | 42,498 | 1,756,237 | 342,875 | 28,590,061 | 48,000,092 |
| | 98.5% | 67.6% | 48.7% | 83.3% | 24.4% | 48.6% | 0 | 30.2% | 0.0% | 76.3% | 97.5% | 5.0% | 32.7% |
| | 2,637,026 | 7,948,784 | 4,385 | 1,643,139 | 51,084 | 289,629 | 0 | 15,163 | 0 | 1,339,284 | 334,452 | 1,433,219 | 15,696,164 |
| 2,637,026 | 7,948,784 | 4,385 | 1,643,139 | 51,084 | 289,629 | 0 | 15,163 | 0 | 1,339,284 | 334,452 | 1,433,219 | 15,700,863 | |
| 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 0 | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% | 99.7% | 100.0% | |
| 生涯学習部 | 299,165 | 733,123 | 0 | 0 | 0 | 89,688 | 0 | 0 | 0 | 914,382 | 273,951 | 717,110 | 3,027,419 |
| | 299,165 | 1,545,886 | 0 | 0 | 0 | 118,198 | 0 | 0 | 0 | 1,393,362 | 273,951 | 5,515,658 | 9,146,220 |
| | 100.0% | 47.4% | 0 | 0 | 0 | 75.9% | 0 | 0 | 0 | 65.6% | 100.0% | 13.0% | 33.1% |
| | 299,165 | 733,123 | 0 | 0 | 0 | 89,688 | 0 | 0 | 0 | 914,382 | 273,951 | 717,110 | 3,027,419 |
| 299,165 | 733,123 | 0 | 0 | 0 | 89,688 | 0 | 0 | 0 | 914,382 | 273,951 | 717,110 | 3,027,419 | |
| 100.0% | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |
| 議会事務局 | 97,993 | 217,426 | 0 | 0 | 4,104 | 0 | 0 | 187,704 | 0 | 1,550,384 | 0 | 27,241 | 1,748,317 |
| | 97,993 | 72,699 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 1,550,384 | 0 | 27,241 | 1,748,317 |
| | 100.0% | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% |
| | 129,782 | 440,505 | 0 | 0 | 961,740 | 2,592 | 0 | 0 | 0 | 921,743 | 92,448 | 1,915,168 | 4,895,880 |
| 129,782 | 854,679 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 939,471 | 92,448 | 1,915,168 | 4,895,880 | |
| 100.0% | 51.5% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 98.1% | 0.0% | 0.0% | 30.5% | |
| 選挙管理委員会事務局 | 129,782 | 440,505 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 921,743 | 0 | 0 | 1,492,030 |
| | 129,782 | 440,505 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 921,743 | 0 | 0 | 1,492,030 |
| | 100.0% | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% |
| | 0 | 20,628 | 0 | 0 | 14,580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 |
| 0 | 20,628 | 0 | 0 | 14,580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 | |
| 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% | |
| 監査委員事務局 | 0 | 20,628 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 |
| | 0 | 20,628 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 |
| | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% |
| | 0 | 20,628 | 0 | 0 | 14,580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 |
| 0 | 20,628 | 0 | 0 | 14,580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,384 | 0 | 0 | 83,592 | |
| 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% | 0 | 0 | 100.0% | |

| 部名 | 11月 | | | | | | | | | | | | 合計額 % | |
|----------|-------------|------------|------------|---------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|--------|------------|-----------|-------------|-------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | |
| 農業委員会事務局 | グリーン購入額 | 29,484 | 17,936 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47,420 |
| | 全購入額 | 29,484 | 76,220 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 105,704 |
| | 比率 | 100.0% | 23.5% | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 44.9% |
| | グリーン購入可能額 | 29,484 | 17,936 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47,420 |
| | 比率 | 100.0% | 100.0% | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 100.0% |
| 市合計 | グリーン購入額 | 11,331,658 | 28,995,431 | 240,257 | 6,031,157 | 2,429,063 | 1,029,023 | 0 | 906,494 | 0 | 39,529,854 | 3,519,083 | 23,920,103 | 117,932,124 |
| | 全購入額 | 12,053,329 | 56,777,076 | 245,533 | 9,267,271 | 6,446,839 | 1,862,031 | 0 | 8,147,756 | 62,046 | 50,873,052 | 5,324,665 | 207,007,709 | 358,067,805 |
| | 比率 | 94.0% | 51.1% | 97.9% | 65.1% | 37.7% | 55.3% | — | 11.1% | 0.0% | 77.7% | 66.1% | 11.6% | 32.9% |
| | グリーン購入可能額 | 11,331,658 | 28,995,431 | 240,257 | 6,031,157 | 2,429,063 | 1,029,023 | 0 | 906,494 | 0 | 39,529,854 | 3,519,083 | 23,920,103 | 117,932,124 |
| | 比率 | 100.0% | 99.9% | 100.0% | 72.0% | 100.0% | 100.0% | — | 100.0% | — | 99.4% | 100.0% | 100.0% | 97.0% |
| 上段 | グリーン購入額：円 | | | | | | | | | | | | | |
| | 全購入額：円 | | | | | | | | | | | | | |
| 下段 | グリーン購入額：円 | | | | | | | | | | | | | |
| | グリーン購入可能額：円 | | | | | | | | | | | | | |

4. 小金井市環境保全実施計画

小金井市環境保全実施計画は、第2次小金井市環境基本計画が目指す環境像「緑・水・生きもの・人・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を実現するために掲げる基本目標を実現するための市の事業における具体的な取組を、体系ごとに取りまとめたものです。

この計画は、第2次小金井市環境基本計画の実効性を高めるとともに、社会状況や地域の環境状況の変化に適切に対応するため、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で策定し、目標達成状況の点検・評価を行います。

平成30年度から、平成30年度から32年度の後期実施計画が開始されました。

小金井市環境保全実施計画（平成30～32年度）

| 環境基本計画体系 | 取組項目 | 実施計画年次 | | | 具体的内容 | 課名 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| | | 30年度 | 31年度 | 32年度 | | |
| 1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる | | | | | | |
| 1-1 環境学習の推進 | | | | | | |
| 1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を強化する | 小金井市全体で環境学習を推進するため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境楽習館などのネットワーク化と連携を強化する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境フォーラムを継続して開催し、様々な主体から参加者を募る。 | 環境政策課 |
| | 市民・事業者の自主的活動・取組を支援する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 出前教室を開催するとともに、講師を派遣する。また、社会教育関係団体登録を充実させ、活用を促進する。 | 生涯学習課 |
| 1-1-2 環境学習の構想・計画を深化させ、推進する | 各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境学習に取り組む様々な主体の連携を図る。 | 環境政策課 |
| | 誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進して環境学習を行う人材を把握し、登録と提供の仕組みをつくり、利用しやすい情報発信・広報等を工夫する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介する。 | 環境政策課 生涯学習課 指導室 |
| | 環境学習関連資料の整備・提供をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境関連の資料を収集し、テーマ展示等で一般利用者に紹介するとともに団体貸出等にも活用する。 | 図書館 指導室 |
| | 体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 成人大学、成人学校、子ども体験教室の開催や、講演会等の開催を後援する。 | 公民館 環境政策課 |
| | 環境基本計画の周知・普及に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページによる周知のほか、環境フォーラム等で概要版を配布する。 | 環境政策課 |
| | 環境学習に食育の視点を取り入れて推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 野菜・団らん・ふれあい・環境をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを、「Koganei-Style」として地域に展開していく。 | 健康課 |

| 1-2 パートナーシップ・ネットワークづくり | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネート推進する | 市民、事業者、市などさまざまな主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境フォーラムの開催等を通じてさまざまな団体の交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う。 | 環境政策課 |
| | 環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境講座、環境学習会、環境フォーラム、施設見学会等を様々な主体の協働で開催する。 | 環境政策課 |
| 1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する | ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の強化に協力する。 | 企画政策課 コミュニティ文化課 環境政策課 生涯学習課 |
| 1-2-3 地域コミュニティを活性化 | 地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図り、また、地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって新たな取組を創出する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 地域コミュニティを基盤とした環境活動の支援、地域コミュニティと市民活動団体との連携に協力する。 | 環境政策課 |
| 1-2-4 広域的な連携を推進する | 広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境に関連した各種協議会に参加するとともに、周辺地域（近隣自治体等）へ環境フォーラム等の開催案内を発信する。 また、野川流域の自治体や環境団体などとの交流に協力する。 | 環境政策課 |
| 1-3 情報の積極的な活用 | | | | | | |
| 1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する | 環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページに掲載する情報については、クイックインデックス等を利用し、利用者から見やすい環境整備を進める。 | 環境政策課 |
| | 環境基本計画の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていく。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページ・公民館・図書館などの市施設に加え、JR駅などにも広報紙を設置し、より広く市政情報の提供に努める。 | 環境政策課 広報秘書課 |
| 1-3-2 効果的な情報発信を工夫する | 環境基本計画の認知度・理解度を向上させるため、効果的な情報発信・広報など様々な手段について工夫する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境フォーラム・環境講座等を通じて環境基本計画に関する情報発信を行うとともに、概要版の配布等によって認知度・理解度を高める。 | 環境政策課 |
| | 市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページ等で情報発信する。 | 環境政策課 |
| 1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネート推進する | 市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 湧水調査をし、結果を環境報告書等に記載する。 | 環境政策課 |
| | 環境行動指針を普及、啓発する。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページでの周知及び環境関連のイベント時に概要版を配布する。 | 環境政策課 |
| | 市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 団体と協働して、催事場等での啓発グッズの配布を行う。 また、商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知を図る。 | 環境政策課 |
| | 市民団体等が保有する環境情報を集約する仕組みづくりに取り組み、協働・連携して活動に取り組む主体間での情報共有を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境活動を行う団体間のネットワークの構築を目指す。 | 環境政策課 |

| | | | | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----|----|----|--------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2 緑を守り育てる | | | | | | |
| 2-1 緑の保全 | | | | | | |
| 2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する | 緑の基本計画の推進等により、小金井市の特徴ある景観を形成している崖線やまとまった緑地を地形と一体で保全する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにする。 | 環境政策課 |
| | 大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地について、適切な管理や整備を継続していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 安全性を保ち、快適に使用できるように管理に努める。 | 環境政策課 |
| 2-1-2 民有地の緑を保全する | 所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の民有地の緑を保全していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 保全緑地活用、市民緑地制度を検討する。 | 環境政策課 農業委員会 |
| | 民有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 保存樹木指定・保存生垣指定制度を啓発し活用する。 | 環境政策課 |
| 2-1-3 緑を適切に管理し、活用を推進する | 緑の現況に関する調査をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 緑の現況把握調査を継続する。また、基礎データの蓄積を図り、緑化に関する普及・啓発に活用する。 | 環境政策課 |
| | 緑の現状について、継続的に把握し、広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 住民・事業者に緑の実態を広報し、保有者に対して保全を働きかける。 | 環境政策課 |
| | 宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。 | 継続 | 継続 | 継続 | まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。 | まちづくり推進課 環境政策課 |
| | 市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。 | 環境政策課 |
| | 小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加（ボランティア）による公園等の管理（アダプトプログラム）を普及・啓発する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市民参加による公園等の管理を検討し、清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。 | 環境政策課 |
| | 市民緑地制度の活用の可能性を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。 | 環境政策課 |
| | 公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。また、民間の大規模施設においては環境配慮指針によって緑地等の確保に向けた指導を行う。 | 関係各課 |
| | 雑木林の保全を継続する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境緑地・公共緑地を継続して保全する。 | 環境政策課 |
| 2-2 緑の創造 | | | | | | |
| 2-2-1 新たな公園緑地等を確保する | 減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地を確保する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公園整備事業によって緑地を継続して確保する。 | 環境政策課 |
| | まちづくり施策の中で、計画的な公園整備を進めていく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 土地区画整理事業で、適切な公園整備を図る。 | 区画整理課 |
| 2-2-2 緑化を推進する | 沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。 | 道路管理課 |
| | 敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 生け垣造成奨励金により助成する。 | 環境政策課 |

| | | | | | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2-2-2 緑化を推進する | 公共施設の整備にあたっては、敷地などの緑化を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。 | 関係各課 |
| | 緑を創造する取組にあたり、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 指定開発事業にあたって、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、緑化の協議を行っていく。 | 環境政策課 |
| | 大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。 | 継続 | 継続 | 継続 | 指定開発事業にあたっては、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。 | 環境政策課 |
| 2-3 まちづくりにおける農の活用 | | | | | | |
| 2-3-1 農地を保全・活用する | 農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを楽しむことができるようにする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 認定認証農業者に対する補助制度の充実や、東京都の都市農業に関する補助制度を積極的に活用し、長期的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。 | 経済課 農業委員会 |
| | 農業の担い手の支援・育成をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。 | 経済課 農業委員会 |
| | 生産緑地を保全する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。生産緑地法等の改正に伴い生産緑地地区の指定基準が緩和されたため、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、貸借が可能となった場合は、農園の開設等の対策を講じ保全していく。 | 環境政策課 農業委員会 |
| | 農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、農地の保全・活用方策を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」成立後の具体的な方策について検討していく。 | 経済課 農業委員会 |
| | 農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、市民と農業者の連携による援農、交流を活発化する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深める。また、平成29年度から本実施となった援農ボランティア事業を活用し、担い手不足等の課題を解決していくとともに市民と農業者の連携、交流を図っていく。 | 経済課 農業委員会 |

| | | | | | | |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2-3-1 農地を 保全・活用する | 営農の難しい農地を市民農園や 体験型市民農園として存続に取り 組む。 | 継続 | 継続 | 継続 | 引続き農園事業に取り組む。 また、「都市農地の貸借の 円滑化に関する法律案」が 成立し、生産緑地の貸借が 可能となれば、生産緑地に おいても市民農園の開設が 可能となるため積極的に営 農困難な農地を農園事業と して活用していく。 | 経済課 |
| | 農薬や化学肥料の使用を抑えた 環境保全型農業事業を促進す る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 東京都工口農産物認証制度 を利用し、減農薬と減化学 肥料に取り組む。 | 経済課 農業委員会 |
| 2-3-2 農作物 や園芸植物の在来品 種を保全する | 生物多様性と文化多様性の保全 の観点から極めて重要な農作物 や園芸作物の在来品種の保存に 取り組む。 | 継続 | 継続 | 継続 | 農業祭や料理教室等のイベ ントを通じ江戸東京野菜の PRを行う。また、江戸東 京野菜生産農家と市内飲食 店を結びつけ、飲食店にお いて使用できる環境整備を 行う。 | 経済課 農業委員会 |
| 2-3-3 食糧の 自給と安全性を確保 する | 農家・大学・市民団体が連携 し、地場産の農作物と食文化や 地域行事との関わりを伝承して いく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 農家・大学・市民団体が共 に取り組めるイベント等を 模索する。 | 経済課 農業委員会 |
| | 小金井市の食料自給率を高める 役割に加えて、農産物の流通に よる環境負荷の低減に寄与す るため、地場野菜の利用・流通支 援等により野菜等の農作物の地 産地消を促進させ、農地の保 全・維持と地域の食文化の保全 を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 一日生活教室を通じ、地場 野菜を使った料理講習会を 引き続き実施していく。ま た、学校給食の地場野菜の 導入率を高めるため、栄養 士と農家の打合せ等の調整 について協力する。 | 経済課 農業委員会 |
| 3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する | | | | | | |
| 3-1 地下水・湧水に関する現況把握 | | | | | | |
| 3-1-1 地下 水・湧水の現況を把 握する | 地下水水質の定期的な調査・監 視をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 定点での定期的な水質の検 査をする。 | 環境政策課 |
| | 定期的な湧水調査をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 3か所の湧水調査を行って いる。 | 環境政策課 |
| | 定期的・継続的なモニタリング を可能にするため市民・研究機 関等との連携など必要な仕組み を整える。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境市民会議や東京都土木 技術センターの井戸・湧水 調査と連携・協力を行う。 | 環境政策課 |
| 3-1-2 地下 水・湧水についての 情報を蓄積し、提供 する | 地下水・湧水についての情報収 集・整理・分析を行い、調査 データを蓄積してホームページ 等で情報発信する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 井戸14地点湧水1地点の 水質測定を年4回行い、地 下水保全会議等を通じて結 果を分析している。 | 環境政策課 |
| 3-2 地下水・湧水の保全 | | | | | | |
| 3-2-1 地下水 位を確保する | 地下水・湧水を保全するため、 雨水浸透施設等設置を促進す る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市民に設置に係る支援の情 報を広報して設置の協力を お願いし、昭和63年8月 以前の建築物を既存建物と し、助成金を交付する。 | 下水道課 |
| | 地下水・湧水を保全するため道 路の雨水浸透性舗装の採用を推 進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 歩道舗装を透水性舗装にす ることで、道路雨水の浸透 を促進する。 | 道路管理課 |
| | 雨水タンク設置を支援し、促進 する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 雨水貯留施設設置費補助制 度の広報に努め、設置率の 向上を図る。 | 環境政策課 |
| 3-2-2 地下水 脈の分断を防止する | 地下構造物の建設によって、地 下水の流れに影響が出ないよ う、地下水及び湧水を保全する 条例に基づく地下水影響工事 に係る書類を提出させ、工事等 による地下水への影響をチェッ クしていく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 開発事業等による地下水へ の影響について、ボーリン グ調査データ等から状況を 把握するとともに、提出さ れた書類に基づき地下水保 全会議の意見を聞き、必要 に応じて地下水への配慮を 求める通知を行うなどして 影響の未然防止に努める。 | 環境政策課 |

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3-2-3 地下水質を保全する | 定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動に対する監視・規制や指導を徹底していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定することによって水質監視を継続するとともに、開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。 | 環境政策課 |
| 3-3 河川環境の保全 | | | | | | |
| 3-3-1 河川流量の安定的な確保に向けて協働する | 市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進する。また、雨水浸透や雨水貯留による節水等の取組を促進させる。 | 継続 | 継続 | 継続 | 雨水や用水の導入等、河川流量を増やす方策を検討する。助成金や設置費補助制度により雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する。 | 環境政策課 下水道課 |
| 3-3-2 河川水質を良好に保つ | 生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保つ。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的を実施する。 | 環境政策課 |
| | 一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きょへの雨水流入を抑制していく。 | 下水道課 |
| | 研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 関係する近隣市や関係機関と協力して、河川等の再生に取り組む。 | 環境政策課 |
| 3-4 地下水・湧水生態系の保全 | | | | | | |
| 3-4-1 崖線緑地を保全する | 崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 国分寺崖線の緑が面的に維持・確保されるよう努めるとともに、湧水にいたる地下水の流れが妨げられないよう地下水保全条例を運用する。 | 環境政策課 |
| 3-4-2 崖線緑地に育まれた湧水生態系を保全する | 年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 生物多様性の確保に重要な湧水生態系の生きもの調査を、団体との連携や市民参加で継続する。 | 環境政策課 |
| 3-5 水の循環の利用 | | | | | | |
| 3-5-1 節水を推進する | 日常生活や事業活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。 | 環境政策課 |
| 3-5-2 用途に応じた合理的な水利用を推進する | 公共施設や大規模施設での中水利用を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 新設する公共施設の建設計画にあたっては、できる限り中水利用施設の設置を計画する。 | 関係各課 |
| | 雨水を貯留し、散水などへの利用を実践する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 雨水貯留施設設置費補助制度により、設置率の向上に努める。 | 環境政策課 |
| 3-5-3 地下水の適正利用に向けた環境を整える | 災害時利用のための井戸の管理を徹底する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。 | 地域安全課 |
| 3-6 市民等の啓発と連携 | | | | | | |
| 3-6-1 情報収集や環境保全活動を連携して推進する | 地下水や湧水に関する情報を市民に提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データをホームページ等で情報発信する。 | 環境政策課 |
| | 市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させる。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。 | 環境政策課 |

| | | | | | | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|----|----|----|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4 自然環境を一体的に保全する | | | | | | |
| 4-1 自然環境の保全 | | | | | | |
| 4-1-1 水と緑の連続性を確保する | 大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、また、湧水等を再生させて、緑と水を一体的に回復・創造していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | つながりが弱い南北の水とみどりのネットワーク形成のあり方等を検討し、水とみどりのネットワーク形成に努める。 | 環境政策課 |
| 4-2 生物の多様性の保全 | | | | | | |
| 4-2-1 生息空間を保全・創出する | ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ピオトップ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 学校花壇や農園、ピオトップ等の適正な維持管理に努める。 | 指導室 |
| | 野川の自然再生に継続して取り組む。 | 継続 | 継続 | 継続 | 野川調節池の自然再生の取組を充実していく。 | 環境政策課 |
| 4-2-2 動植物を保護する | 湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かす。 | 継続 | 継続 | 継続 | 湧水地の生きもの調査を継続する。 | 環境政策課 |
| 4-3 人と自然とのふれあいの確保 | | | | | | |
| 4-3-1 水や緑に親しめる遊歩道を整備する | 水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 廃滅水路等を利用して、遊歩道・緑道などの整備が可能か検討する。 | 道路管理課 |
| 4-3-2 自然にふれあう機会をつくる | 市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市民向けの環境ワークショップ等を企画し、実施する。 | 環境政策課 |
| 5 公害を未然に防止する | | | | | | |
| 5-1 公害対策 | | | | | | |
| 5-1-1 大気汚染対策を推進する | 市内事業者等を対象として、地球温暖化対策や公害防止対策等に必要な設備導入を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。 | 経済課 |
| | 自家用車利用から公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | CoCoバスの運行及び自転車利用により自家用車の運転を抑制する。 CoCoバスの運行ルートの見直しを含めた総合的な検証を行う。 | 交通対策課 |
| | 公用車等に低公害車の導入を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。 | 環境政策課 |
| | 自転車駐車場の整備・駐輪台数の確保を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。 | 交通対策課 |
| | アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 2,000㎡以下の届出受付を行う。 | 環境政策課 |
| 5-1-2 水質汚濁対策を推進する | 工場・事業所への排水規制をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。 | 下水道課 |
| 5-1-3 土壌・地下水汚染対策を推進する | 土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページ等による情報提供を行う。 | 環境政策課 |
| | 汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 広報を通じて、除草剤の適正使用を周知する。 | 環境政策課 |
| | 化学物質の適正管理を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。 | 環境政策課 |
| | 低農薬で安全な作物の生産を推奨する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。 | 経済課 農業委員会 |

| | | | | | | |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 5-1-4 その他の生活環境への影響を防止する | 地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。 | まちづくり推進課 |
| | 生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。 | 環境政策課 |
| | 放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めるとともに学校給食等の安全性を確保する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 空間放射線量の測定及び給食食材放射性物質の測定結果をホームページ等により情報提供する。 また、希望する市民に対し、食品の放射能測定を、市民協働で実施する。 | 環境政策課 経済課 地域安全課 |
| 5-2 有害化学物質対策 | | | | | | |
| 5-2-1 化学物質を適正管理する | 教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。 | 学務課 保育課 |
| | 市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。 | 環境政策課 |
| | PRTTR制度や環境確保条例に基づく情報提供をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページ等による情報提供をする。 | 環境政策課 |
| | 化学物質に関するデータベースの整備・活用を行い、市民等への情報提供をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 化学物質に関する情報をホームページ等により提供をする。 | 環境政策課 |
| 5-2-2 リスクコミュニケーションを促進する | 化学物質の環境リスク情報の公開をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。 | 環境政策課 |
| | 市民や事業者とのコミュニケーションの更なる充実を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境リスクに関する情報を市民・事業者と共有する。 | 環境政策課 |
| 5-3 ヒートアイランド対策 | | | | | | |
| 5-3-1 建物敷地・道路・建築物のコンクリート面やアスファルト舗装を見直す | 建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。 | 庶務課 道路管理課 |
| | 道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 歩道の透水性舗装を促進する。 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進し、打ち水の取組を奨励する。 | 道路管理課 環境政策課 |
| | 省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設等においてエネルギーを有効に活用する。 | 環境政策課 |
| 5-3-2 緑の保全・壁面緑化等を普及促進する | 緑のカーテンを普及促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設を対象に屋上緑化・壁面緑化を推進する。 | 庶務課 環境政策課 |
| 6 小金井らしい景観をつくる | | | | | | |
| 6-1 小金井らしい景観の確保 | | | | | | |
| 6-1-1 小金井らしい景観を保全する | 国分寺産線や農地、屋敷林などを保全し、活用していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境保全緑地や保存樹木の指定等を行い、緑地の保全を図る。 | 環境政策課 農業委員会 |
| | 指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 指定開発事業にあたっては、事業者が環境配慮指針に適合するような計画にするよう指導の徹底を図る。 | まちづくり推進課 環境政策課 |

| | | | | | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|----|----|----|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 6-1-2 まちなみを美しく保つ | ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 定期的なパトロールの実施及び不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。 | ごみ対策課 |
| | ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ・アプリ等広報媒体を活用した周知を行い、ごみ出しマナーの向上に努める。 | ごみ対策課 |
| | 屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。 | 継続 | 継続 | 継続 | パンフレットを作成し配布する。 | 道路管理課 |
| | アダプトプログラムを推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | アダプトプログラムによる環境美化サポーター制度の活用促進や、新たなプログラムの開発を推進する。 | 企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課 |
| 6-2 文化遺産の保全 | | | | | | |
| 6-2-1 文化遺産を保全・継承する | 現地見学などを通じて、文化財とふれあい、情報や親しむ機会を提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 文化財センターでの展示、各種講座、文化財・史跡めぐりをテーマとしたまち歩き等を実施する。 | 生涯学習課 |
| | 農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について、所有者と保全に向けた調整を図る。 | 経済課 農業委員会 環境政策課 |
| 6-2-2 文化遺産をまちづくりに生かす | 玉川上水や浴恩館等の史跡の保全・活用に向けて情報提供や親しむ機会を作る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 文化財センターで文化財等の企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。 | 生涯学習課 |
| | 水田・用水路復活としての自然再生事業を支援する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 野川自然協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。 | 環境政策課 |
| 7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる | | | | | | |
| 7-1 ごみを出さない | | | | | | |
| 7-1-1 ごみになるものはもらわない・買わない | 簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、ごみになるものはもらわない・買わない取組やリサイクル推進協力店認定制度の周知を図る。 | ごみ対策課 |
| | 分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させる。 | 継続 | 継続 | 継続 | 事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。 | ごみ対策課 |
| | マイバック持参を奨励する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 消費生活展等において、引き続き、啓発用グッズを配布し、マイバック持参を奨励する。 | 経済課 |
| 7-1-2 ライフスタイルを変える | ごみを出さないライフスタイルの普及啓発をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、ごみを出さないライフスタイルを推進する。 | ごみ対策課 |
| | ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるよう、啓発活動を強化する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する。 | ごみ対策課 |
| | ごみをテーマとした環境学習の場を提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 小・中学校や町会・自治会・子供会等へ市職員を講師として派遣する出張講座を実施する。 | ごみ対策課 |

| 7-2 資源循環の推進 | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|----|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 7-2-1 リユースを促進する | リユース（再使用）に取り組むための情報を提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、リユース施策等の情報を提供する。 また、家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうため、不用品交換コーナーの活用を市報等で周知する。 | ごみ対策課 経済課 |
| | 市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 消費者団体の取組みを支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。 | 経済課 |
| | 環境学習関連資料を提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境教育にかかわる資料を学校に提供する。 | 指導室 |
| 7-2-2 分別排出・回収の取組を強化する | ごみの分別の徹底を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 清掃指導員による分別指導を強化する。 | ごみ対策課 |
| | 販売事業者に対してトレイ等の自主回収を継続的に働きかける。 | 継続 | 継続 | 継続 | 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業者への働きかけを行う。 | ごみ対策課 |
| | 品目別のリサイクルのルート構築に取り組む。 | 継続 | 継続 | 継続 | 効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保する。 | ごみ対策課 |
| 7-2-3 グリーン購入を推進する | グリーン購入を周知し、普及啓発を進める。 | 継続 | 継続 | 継続 | ホームページ等を活用し、市民・事業者等にグリーン購入についての普及啓発を図る。 | 環境政策課 |
| | 市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組む。 | 継続 | 継続 | 継続 | 庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取組として報告する。 | 環境政策課 |
| 7-3 適正な処理 | | | | | | |
| 7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す | ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。 | ごみ対策課 |
| | 一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 収集された不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理を図る。 | ごみ対策課 (中間処理場) |
| 7-3-2 新たな処理施設のあり方を検討する | 可燃ごみの共同処理に向けて、新可燃ごみ処理施設の整備を行う。 | 継続 | 完了 | | 浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、小金井市）で実施する新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が円滑に進むよう、構成市として与えられた責任を果たす。 | ごみ対策課 |
| | 不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設整備予定地周辺住民のご意見も伺い、施設整備事業に取り組む。 | ごみ対策課 |
| 7-4 有機性資源の有効利用 | | | | | | |
| 7-4-1 生ごみの堆肥化利用を促進する | 生ごみ減量化処理機器の普及を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を広く周知する。 | ごみ対策課 |
| | 堆肥化施策による生ごみの資源化を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 生ごみ堆肥化施策を推進し、有機性資源の有効利用を推進する。 | ごみ対策課 |
| 7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する | 学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。 | 継続 | 継続 | 継続 | 剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。 | 学務課 保育課 |
| | 公園・街路樹等の剪定を行い、枝葉を利用する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。 また、街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。 | 環境政策課 道路管理課 |

| | | | | | | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する | 公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が原子炉から大気中に放出されたため、落葉堆肥の生産・流通については国から自粛するよう通知がなされている。状況により事業を再開する。 | 環境政策課 農業委員会 |
| | 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市報・市ホームページ等広報媒体を活用して周知に努め、可燃ごみの減量に繋がる枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図る。 | ごみ対策課 |
| 8 地域から地球環境を保全する | | | | | | |
| 8-1 地球温暖化の防止 | | | | | | |
| 8-1-1 地球温暖化対策を推進する | 地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進し、市内の温室効果ガスを削減する。 | 環境政策課 |
| 8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する | 電気・ガス・水を節約する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 市内の電気・ガス・水道を節約する。 | 全課 |
| | 自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指す。 | 継続 | 継続 | 継続 | 庁舎間あるいは公共施設間の移動には、徒歩や自転車利用のほか公共交通機関の利用に努め、市民・事業者に対しても公共交通機関の利用を促進する。また、エコドライブ講習会を実施する。 | 環境政策課 交通対策課 |
| | エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境行動指針のチェックシートを活用する。 | 環境政策課 |
| 8-1-3 エネルギーを創出する（再生可能エネルギー） | 公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設の建設・改修工事では、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・雨水貯留施設等の設置を検討する。 | 関係各課 |
| | 住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。 また、小金井市増改築資金あっせん制度により、自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う市民に、その資金の一部の融資をあっせんし、利息の助成を行う。 | 環境政策課 まちづくり推進課 |
| 8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する | 自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公道にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図る。 | 交通対策課 |
| | 公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・風力発電の設置を検討する。 | 関係各課 |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|----|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する | 建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 断熱性能向上やエクセルギーの有効活用など、住宅等における省エネ対策を促進する。 また、雨水を生かしたまちづくりをめざし、雨水浸透ます・雨水貯留施設の設置を推進する。 | 環境政策課 下水道課 |
| | 既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図る。 | 継続 | 継続 | 継続 | 温室効果ガス吸収源として、崖緑・農地・屋敷林・寺社林等の緑を保全する。 | 環境政策課 |
| | 指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していく。 | 継続 | 継続 | 継続 | 指定開発事業には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、環境に配慮した開発事業を指導する。 | まちづくり推進課 環境政策課 |
| 8-2 オゾン層の保護 | | | | | | |
| 8-2-1 フロン類を適正回収する | オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | フロン回収業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるよう情報提供を行う。 | 環境政策課 |
| 8-3 その他の地球環境保全 | | | | | | |
| 8-3-1 地球環境に負荷を与える行動を見直す | 市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行う。 | 継続 | 継続 | 継続 | 環境行動指針を提供し、地球環境破壊につながる行動の見直しを啓発する。 | 環境政策課 |
| 8-3-2 森林資源を保護する | 多摩産木材の利用を推進する。 | 継続 | 継続 | 継続 | 公共施設の増改築において、積極的に多摩産木材を採用する。 | 関係各課 |
| 8-3-3 環境問題を通じた国際交流に積極的に参加する | 小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努める。 | 継続 | 継続 | 継続 | 国際交流を進めている地元大学と連携して、小金井市の環境や保全活動の情報を発信する。 | 環境政策課 |

用語解説

| 用 語 | 解 説 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アスベスト | 天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板等に幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、法律、条例で届出を義務づけている。 |
| 雨水浸透ます | 透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設。 |
| オゾン層 | オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロン等のオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。 |
| 温室効果ガス | 太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。 |
| COD（化学的酸素要求量） | 水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウムなど）で分解する際に消費される酸素の量を示す。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れない。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用いる。 |
| 環境確保条例 | 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度等が定められている。 |
| 環境行動指針 | 環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。 |

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境審議会 | 市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の附属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員等から構成される。 |
| 環境保全実施計画 | 小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。 |
| 環境マネジメントシステム | 組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。 |
| 空間放射線量 | 大気中の放射線の量。単位は Gy（グレイ：放射線のエネルギーが物質にどれだけ吸収されたかを表す単位）や Sv（シーベルト：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位）で表される。 |
| グリーン購入 | 必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」等も基準を設けている。 |
| 光化学オキシダント | 大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。 |
| コーディネート | さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること。 |
| 小金井市環境市民会議 | 小金井市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 16 年 9 月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市等が協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案等に取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ http://www.koganei-kankyo.org/ |

| | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小金井市の地下水及び湧水を保全する条例 | 小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行。 |
| 国分寺崖線（はげ） | 小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。 |
| 親水 | 水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえるようになった。 |
| シンチレーションサーベイメータ | 放射線測定器のひとつ。ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定する。他にGM式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンター）等がある。 |
| PH(水素イオン濃度) | 水の酸性・アルカリ性の程度を示す。PH7が中性で、7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。 |
| BOD(生物化学的酸素要求量) | 水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す。川等に入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標である。 |
| 生物多様性 | 現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。 |
| 地球温暖化 | 石油等の化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。 |
| 地産地消 | 「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制等の効果が期待される。 |

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 窒素酸化物 | 窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)が主であり、通称ノックス(NO _x)と呼ばれている。主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源であり、燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合がある。自然界においても雷や土壌中の微生物によって生成される。人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線等により酸素やオゾン等と反応し二酸化窒素に酸化する。二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するため、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となる。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶解すると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっている。 |
| 中水 | 上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。 |
| テトラクロロエチレン | 有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘されている。 |
| トリクロロエタン | 無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品等の洗浄用に使用されている。 |
| トリクロロエチレン | 有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体等に用いられている。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす。 |
| 野川の自然再生事業 | 自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなくて、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。 |
| パートナーシップ | 市民、市民団体、事業者、市等の各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取組を進めること。 |

| | |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）</p> | <p>有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表するP R T R制度を定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。</p> |
| <p>ヒートアイランド現象</p> | <p>都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化等により、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりやすくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効活用等が重要である。</p> |
| <p>ビオトープ</p> | <p>本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田等のビオトープがある。</p> |
| <p>SS（浮遊物質）</p> | <p>水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物等が主な成分である。</p> |
| <p>放射性物質</p> | <p>いわゆる“安定していない”状態の物質。このため、より安定な物質に変化しようとし、その際にエネルギーを放出する。これが“放射線”である。この放射線を出す能力を“放射能”といい、単位はBq（ベクレル：放射能を出す能力を表す単位）で表される。</p> |
| <p>水循環</p> | <p>地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。</p> |
| <p>モニタリング</p> | <p>大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況等、生態系や生物環境を監視・調査すること。</p> |
| <p>有害化学物質</p> | <p>人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入等を規制している。</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DO（溶存酸素） | 水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠である。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加する。DOが3mg/ℓ以下になると魚などの生息が困難になる。 |
| リサイクル | 廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとすることをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。 |
| リスクコミュニケーション | リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること。 |
| リユース | 一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し使用すること。 |
| 緑地 | 狭義には、都市公園等、都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面等のオープンスペースまで含まれる。 |

小金井市環境報告書 平成29年度版

発行：平成30年12月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。